選営指導日 ※市で記入 令和 年 月 日() 午前・午後

令和6年度(2024年度)版 指定障害児通所支援事業者 自主点検表

	該当	種別	指定年	F月日	
ᅭᅜᄀᄄᆖᄜ		児童発達支援	年	月	日
サービス種別		放課後等デイサービス	年	月	日
※該当に〇を入れて ください		居宅訪問型児童発達支援	年	月	日
		保育所等訪問支援	年	月	日

	事業所		番号													
	名		称													
	所	在	地	=												
事業所	連	絡	#	(電	話)					(FA	X)					
	Ų	小口	<i>)</i> L	(メ-	ール)											
	管	理	者													
	児童	発達 里責何	支援													
	6,	土貝!	T.H													
	名		称													
事業者		表														
(法人)	職:	名・」	氏名													
(法人)	所	在	地	※上記 〒	事業所	と異なる	場合に	記入								
記入(担当 職名・氏																
記入者連絡	各先	※上記	事業所と	 異なる場	合に記	_ _			記	入年月	日	令和	印	年	月	日

	川越市福祉部指導監査課 指導監査担当
問い合わせ	【電 話】049(224)6237 【FAX】049(225)3033 【メール】shidokansa★city.kawagoe.lg.jp (@部分を「★」と表示しています。メールをする際は「★」を「@」に置き換えてください。)

自主点検表の作成について

適切なサービス(障害児通所支援)を提供するためには、事業者・事業所が自主的に事業所の体制(人員・設備・運営)やサービスについて、法令の基準や、国・県の通知等に適合しているか、その他の不適当な点がないか、常に確認し、必要な改善措置を講じ、サービスの向上に努めることが大切です。

そこで、市では、法令、関係通知及び国が示した指定障害児通所支援事業者等監査指針のうちの主眼事項・点検のポイント及び県の自主点検票を基に、当点検表を作成しました。

各事業者・事業所におかれましては、法令等の遵守とさらなるサービスの向上の取組に、この自主点検表を活用し、 毎年度定期的な点検を実施してください。

【留意事項】

- 任意に自主点検を行ったものは市に提出する必要はありませんが、次回の参考となるよう各事業所において保管してください。
- 市の運営指導のために作成した場合は、この自主点検表と指定のあった他の提出書類を、市への提出分だけでなく 事業所の控えの分も作成し、運営指導の際に指導事項を記録し、実施後5年間は保管するようにしてください。
- 自主点検に当たっては、複数の職員で検討するなどし、漏れなく点検してください。

【記入上の注意点】

- 自主点検表の点検の仕方は、「いる・いない(・該当なし)」のいずれかに〇印を付けていただく形式です。
- その他、事業所では行っていない項目については、「いる・いない」のところに斜線 (/) を引いて「なし」と記入するなどしてください。

【点検表の見方】

- 各項目は、原則として条例・省令・報酬告示の条文に沿った形式で作成しています。
- 各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。
- 根拠法令については、条例、省令では前の方に規定されている条文が準用されています。それらは、引用されている該当条文のみ記載しています。

≪事業種別の略称≫

児発 … 児童発達支援

放デ … 放課後等デイサービス

居訪 … 居宅訪問型児童発達支援

保訪 … 保育所等訪問支援

共通 … 全事業共通

≪根拠法令の略称≫

略称	名称
法	児童福祉法(昭和22年法律第164号)
条例	川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元
	年条例第 35 号)
省令	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年
	厚生労働省令第 15 号)
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について
	(平成 24 年 3 月 30 日·障発 0330 第 12 号厚生労働省社会·援護局障害福祉部長通知)
告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する
	基準(平成24年厚生労働省告示第122号)
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する
	基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日 障発0330第16
	号)

基本 刀到	보습 자 보이지	_E+&	+ □ +hn
項目	点検のポイント	点検	根拠
1	(1) 個別支援計画に基づくサービス提供義務	いる	条例第3条第1項 省令第3条第1項
一般原則	事業者は、保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性	いない	百万分 (木分) 項
共通	その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基		
	づき障害児に対してサービスを提供するとともに、その効果につ		
	いて継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることによ		
	り、障害児に対して適切かつ効果的にサービスを提供しています		
	か。		
	(2) 障害児の人格尊重	いる	条例第3条第2項
	障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立	いない	省令第3条第2項
	ったサービスの提供に努めていますか。		
	(3) 関係機関等との連携	いる	条例第3条第3項
	地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、	いない	省令第3条第3項
	障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行		
	う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス		
	を提供する者との密接な連携に努めていますか。		
	(4) 虐待防止等の措置	いる	条例第3条第4項
	障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、担当者を設置する等	いない	省令第3条第4項
	必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する	0 %0 .	
	等の措置を講じていますか。		
	サンガーで呼じているすが。		
	虐待防止担当者 (職·氏名)		
	取り組んでいるものにチェックしてください。		
	□① 虐待防止委員会の設置(テレビ電話装置等の利用が可能)		
	□② 虐待防止委員会での検討結果の従業者への周知徹底		
	□③ 虐待防止や人権意識を高めるための研修		
	□④ 従業者が障害特性に応じた支援が出来るような知識や		
	技術を獲得するための研修		
	□⑤ 虐待防止のチェックリストを活用した各従業者による定		
	期的な自己点検(セルフチェック)		
	□⑥「倫理綱領」「行動指針」等の制定と従業者への周知		
	□⑦「虐待防止マニュアル」の作成と従業者への周知		
	□⑧「権利侵害防止の掲示物」の従業者の見やすい場所への掲示		
	□⑨ 支援上の悩み等を従業者が相談できる体制の整備		
	□⑩ 利用者等に対する苦情解決制度等の活用の周知		
	(解釈通知 第二の3(2))		
	○ 虐待の防止等の必要な体制の整備等については、虐待防止に関任者の設置、研修などを通じた従業者の人権意識の高揚、支援に知識や技術の向上のほかに、倫理綱領、行動規範等の作成、個々児の状況に応じた通所支援計画の作成、また従業者が支援に当た悩みや苦労を相談できる体制等をいうものである。	関するの障害	
	《参照》 ・埼玉県虐待禁止条例(平成29年埼玉県条例第26号) ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成2・児童虐待の防止等に関する法律(H12年法律第82号)		
	 ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(R6.7厚生) 障害保健福祉部) ・障害者(児)施設における虐待の防止について(H17.10.20厚生労働省社健福祉部長通知) 		

項目	点検のポイント	点検	根拠
1	(5)事故防止等の措置	いる	条例第3条第5項
一般原則 共通	障害児の安全を確保するため、事故の防止に関する措置を講ず るよう努めていますか。	いない	
(続き)	ア 利用児の出欠、所在確認		社会福祉施設等における利用者の安全確
	① 利用児の出欠・所在確認、所在不明の場合の対応につい	いる	保の徹底について
	て、具体的な手順を示すマニュアル等を作成していますか。	いない	(平 29.7.18 埼玉県 福祉部福祉監査課長 通知)
	② 利用児の出欠・所在確認を定時及び適時に行っていますか。	いる いない	で 障害児通所支援事業 所における利用児童
	具体的な確認・記録方法を記入 例:午前○時、昼食、散歩時に確認		の所在不明について (平 31.3.13 埼玉県 福祉部障害者支援課 長通知)
	③ 送迎時の乗車確認・降車確認を行っていますか。 ※送迎ありの場合のみ	いるいない	
	④ 送迎職員と施設職員の情報共有はできていますか。 ※送迎ありの場合のみ	いるいない	-
		_	
	⑤ 利用児の所在不明(欠席の連絡がないのに通所していない場合を含む。)が判明した場合の対応は決まっていますか。	いない	
	⑥ 利用児の出欠・所在確認及び所在不明の情報を管理者に 報告することになっていますか。	いるいない	
	イ 防犯に係る安全確保 防犯に係る安全対策として、利用児の安全を確保するため の点検項目を定めていますか。	いない	社会福祉施設等における防犯に係る安全 の確保について(平 28.9.15 埼玉県福祉 部長通知)
	点 検 項 目	1	確認
	① 防犯体制を整備し職員全員に周知徹底しているか。		
	② 来訪者の受付窓口を設置し、受付簿の記入、来訪者証の交付等を	行っているか。	0
	③ 門扉や玄関の鍵締め、防犯カメラの設置など不審侵入者の予防対策	を講じている	か。
	④ 職員体制が手薄になりがちな夜間やイベント開催時などの安全対策に	留意している	か。
	⑤ 金庫の暗証番号の変更等を適時行っているか。		
	⑥ 送迎車など車両の盗難対策を講じているか。		
	⑦ 警察の防犯講習会の活用等により防犯講習や防犯訓練を実施して	いるか。	
	⑧ その他、施設の状況に応じた防犯対策を講じているか。		

項目	点検のポイント	点検	根拠
2 基本方針	(1) 児童発達支援の基本方針	いるいない	条例第 5 条 省令第 4 条
	(2) 放課後等デイサービスの基本方針 放デ 障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会 との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の 状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援 を行っていますか。	いない	条例第 78 条 省令第 65 条
	(3) 居宅訪問型児童発達支援の基本方針 居訪 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体 及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ 効果的な支援を行っていますか。	いない	条例第90条 省令第71条の7
	(4) 保育所等訪問支援の基本方針 保訪 障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。	いない	条例第 98 条 省令第 72 条

※ 事業所の基本方針又は特に注意していることなどを記載してください。 共通

- / 00

						点板	食のポイ	イント					
	(1)利用	月児童数	め推移	7									
児童の	ア 児童発達支援・放課後等デイサービス〔 令和 年 月 時点 〕												
												さい、	
共通	記入月前月までの、各月の <u>1日当たり平均</u> 利用児童数(人)を記入してください。 ※ 多機能型の場合は児発・放デイ合算で記入してください。												
	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月
	前年度利用児												
	定 員												
	本年度利用児												
	定員												
	イ 居宅	含訪問型	』児童発	達支援	爰〔 令和	ź	Ŧ	月間	詩点 〕				
	記入				の <u>実</u> 利用			:			I	1	1
	-1- frt-	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月	1月	2月	3月
	本年度 利用児												
										きい。			
	本年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月			1月	2月	3月
	本年度利用児	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			1月	2月	3月
	(2)利用記記入戶	月児童 目におけ	(利用契 ける <u>初日</u>	:約児童 時点の		记	(人)	を記入	11月	12月		2月	***
_	(2)利用記記入戶	月児童 目におけ	(利用契 ける <u>初日</u>	:約児童 時点の	① の状況	元 り児童数 ミ児の数	(人)	を記入で記入	11月	12月		2月	3月日時点
_	(2)利用記記入戶	別におけるなり	(利用契 ける <u>初日</u>) 内	:約児童 時点の	① の状況	元 り児童数 ミ児の数	(人)(を内数	を記入で記入	11月 してくだ してくだ ま未満	12月 さい。 さい。 〔令和	年		日時点
_	(2)利用記記入戶	月児童 目におけ	(利用契 ける <u>初日</u>) 内	:約児童 時点の	① の状況	元 り児童数 ミ児の数	(人) でを内数 学校以上 特別3	を記入で記入	11月 してくだ してくだ ま未満	12月 さい。 さい。 〔令和	その他上		***
_	(2)利用記記入戶	明定章目におけている。	(利用契 ける <u>初日</u>) 内	終り児童 1時点の 1は重点	⑤ の状況○利用契約⑤ ⑤ ⑤ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥ ⑥	別児童数別の数別では、	(人) でを内数 学校以上 特別3	を記入 で記入 20歳 支援学校	してくだしてくた	12月 さい。 で令和 18歳以 20歳末	その他上		日時点
	(2)利用記入戶※ 丁	明児童・別におけている。	(利用契 ける <u>初日</u>) 内 交前 小	約児童 時点の は重症	が の利用契約 を心身障害 中学校	記り児童数 に関いの数のでは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	て、(人) で内数 学校以上 特別3 中	を記入 で記入 20歳 支援学校 学部	11月 してくだ してくだ 法 高等部	12月 さい。 (令和 18歳以 20歳末	その他上満	月	日時於合計
	利用児 (2)利用 記入 開童支援 放等 居宅 諸 に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する	明におけている。	(利用契 ける <u>初日</u>) 内 交前 小) (終別児童 1時点の は重加 学校	意)の状況 の利用契約 を記心身障害 中学校 ()	別の数のでは、	((人) (を内数 特別3 事 り (を記入で記入 20歳 学部)	してくだ してくだ は未満 : 高等部 ()	12月 さい。 (令和 18歳以 20歳末	年 その他 上 () () () ()	月)	日時点 合 計 ()
	利用児 (2)利用 記入月 ※ 丁 児童支援 放票デイ	明におけている。	(利用契 ける <u>初日</u>) 内 交前 小) (#約児童 時点の は重症 学校)	が の が の利用契約 を で 身障害 中学校 ()	別児童数別の数の場合の数のでは、	((人) (を内数 学校以上 特別3 耶 中	を記入 で記入 20歳 支援学校 学部	11月 してくだ してくた 装未満 :::: 高等部	12月 さい。 (令和 18歳以 20歳末	その他上満	月)	日時点 合 計 ()

項目 点検のポイント 根拠 点検 4 記入月における初日時点の従業者等の人数を記入してください。 〔令和 年 月 日時点〕 従業者の 障害福祉サー 児童発達支援 状況 児童指導員 保育士 訪問支援員 管理者 管理責任者 ビス経験者 共通 専従 兼務 専従 兼務 専従 兼務 専従 兼務 専従 兼務 専従 兼務 常勤 非常勤 機能訓練 医師 看護職員 その他 担当職員 専従 兼務 専従 兼務 専従 兼務 専従 兼務 常勤 非常勤 <用語の説明> : 労働契約において、事業者等が (就業規則等で) 定める常勤従業者の勤務時間と同じ勤務時 間の者。職名等(正社員、アルバイト等)を問わない。 ① 常勤職員が母性健康管理措置又は育児・介護休業法に規定する所定労働時間の短縮等の 措置若しくは、育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられてい る者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、週30 時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認めます。 ② 人員基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育 児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員の員数に換算す ることで、人員基準を満たすことを認めます。 ③ ②の場合において、常勤職員の割合を要件とする福祉専門職員配置等加算等の加算につい て、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した当該職員についても常勤職員の割合に含め ることを認めます。 ・非常勤 : 常勤の者の勤務時間に満たない者 • 専従 : 当該事業所のみに勤務する職員 兼務 : 専従でない職員 (例:管理者と児童発達支援管理責任者の兼務、同じ法人の他事業所の従業 者との兼務) ・常勤換算方法:「1週間の延べ勤務時間数」: 「常勤の1週間の勤務すべき時間数」 (小数点第2位以下切り捨て) ※ 1週間の勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。 ※ 職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務 で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認めます。 ・「勤務延べ時間数」: 勤務表上、指定通所支援の提供に従事する時間として明確に位置 付けられている 時間又は当該指定通所支援の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置 付けられている時間の合計数とします。

◆ 人員に関	する基準		
項目	点検のポイント	点検	根拠
5 児支放イに従員 歴報 での の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(1)必要人員数の確保 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に置くべき従業 者及びその員数が、次のとおりとなっていますか。 一 児童指導員、保育士 サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら サービスの提供に当たる児童指導員等の合計数が、それぞれ イ又は口に定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が1 0を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数 以上(例:11~15人…3人以上、16~20人…4人以上)	いない	条例第6条、第79条 省令第5条第1項、 第66条第1項
	二 児童発達支援管理責任者 1以上 <解釈通知 第三の1(1)①> ○ 「提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる」とは、サービスの単位ごとに児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者について、サービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。 ○ 「障害児の数」は、サービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいう。	に届い に加っ	電指導員等加配加算を市 け出ている場合は、上記 えて、常勤換算で1以上 してください。
	(2)機能訓練担当職員の配置 (1)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれていますか。 (この場合において、機能訓練担当職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができます。) 〈解釈通知 第三の1(1)③〉 〇 機能訓練を行う場合は、理学療法士、作業療法士、言語	いない	条例第6条、第79条 省令第5条第2項、 第66条第2項
	では、当該看護職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができます。)		条例第6条、第79条 省令第5条第2項及 び第3項、第66条第 2項及び第3項
	〈解釈通知 第三の1(1)④〉 ○ 以下のように、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を置かないことができる。 ア 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 イ 当該事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合 ウ 当該事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、認定特定行為業務従事者が特定行為を行う場合	看護職員	京里房中市が算入は 資加配か算により配 香護職は除く。

項目	, の 金工 点検のポイント	点検	根拠
5 児支放イに従員 の発・後一け者 き 発 気	(4) 主として重症心身障害児を通わせる場合 (1)から(3)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりになっていますか。 - 嘱託医 1以上 二 看護職員 1以上 三 児童指導員又は保育士 1以上 四 機能訓練担当職員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上 <解釈通知 第三の1(1)⑥> 〇 機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる。ただし、指定事業所に機能訓練担当職員は必ず置くべきものであり、機能訓練担当職員を置かないことができるのは、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合であること。	いる いない 該当なし	条例第6条、第79条省令第5条第4項、第66条第3項
	(5) サービスの単位 サービスの単位は、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっていますか。 〈解釈通知 第三の1(1)⑦〉 〇 サービスの単位とは、同時に、一体的に提供される支援をいう。例えば、午前と午後で別の児童に対して支援を提供する場合は2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 〇 同一事業所で複数の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)が必要となる。	いない	条例第6条、第79条 省令第5条第5項、 第66条第5項
	(6) 常勤の従業者数 (1)の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっていますか。 ※多機能型の特例 利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所において、当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者の員数は、各サービス事業所ごとに置くべき常勤の従業者の員数にかかわらず、1人以上とします。	いない	条例第6条、第79条、 第103条 省令第5条第6項、 第66条第6項、第80条
	(7) 児童指導員又は保育士の配置 (2) (3) の機能訓練担当職員又は看護職員の数を(1) の児童指導員、保育士に含める場合、半数以上は、児童指導員又は保育士となっていますか。 「半数以上」は、サービスの提供時間帯を通じて常に確保される必要があります。ただし、(1)で規定された人員基準を超えて配置されたものには、適用はありません。 (例) 定員10人・従業者4人配置の場合、児童指導員又は保育士は基準上の2人のうち1人で可	いない	条例第6条、第79条 省令第5条第7項、 第66条第7項

- 6 <u>基準</u>		
点検のポイント	点検	根拠
(1)必要人員数の確保 居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数 は、次のとおりとなっていますか。	いる いない 該当なし	条例第91条 省令第71条の8第1 項
一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数二 児童発達支援管理責任者 1以上		
(2) 訪問支援員の要件 (1) に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(支援等)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者となっていますか。 〈解釈通知 第六の1〉 〇 従業者の員数については、各地域における居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。 〇 サービスの提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された以後、直接支援の業務に3年以上従事した者とする。	いない。該当なし	条例第91条 省令第71条の8第2 項
(1) 必要人員数の確保 保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上 〈解釈通知 第七の1〉 〇 従業者の員数については、各地域における保育所等訪問支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。 〇 サービスの提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当な経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者とする。	いる いない 該当なし	条例第99条 省令第73条第1項
	点検のポイント (1) 必要人員数の確保 居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上 (2) 訪問支援員の要件 (1) に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員者しくは保育士の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援(支援等)を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練者しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者となっていますか。 〈解釈通知 第六の1〉 ○ 従業者の員数については、各地域における居宅訪問型児童発達支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。 ○ サービスの提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された以後、直接支援の業務に3年以上従事した者とする。 (1) 必要人員数の確保保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上 〈解釈通知 第七の1〉 ○ 従業者の員数については、各地域における保育所等訪問支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものとする。 ○ サービスの提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当な経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する	点検のポイント 点検 (1) 必要人員数の確保 居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数 二 児童発達支援管理責任者 1以上 (2) 訪問支援員の要件 (1) に掲げる訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは成一の選別では、次の当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援をの他の支援(支援等)を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務での他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者となっていますか。 〈解釈通知 第六の1〉 〈解釈通知 第六の1〉 〈解釈通知 第六の1〉 〈解釈通知 第六の1〉 〈解釈通知 第六の1〉 〈解釈過知 第六の1〉 「世子の提供に当たる従業者の要件は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された以後、直接支援の業務に3年以上従事した者とする。 (1) 必要人員数の確保保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 「別を要人員数の確保保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 (1) 必要人員数の確保保育所等訪問支援事業規算に応じて訪問支援を行うために必要な数こりによずか。 「別を受人員数の確保保育所等訪問支援事業規算に応じて訪問支援を行うために必要な数こりによる従業者及びその員数は、次のとおりとなっていますか。 「別を要人員数の確保保育所等訪問支援の確保に当たる従業者の要件については、障害な確保するものとする。 「サービスの提供に当たる従業者の要件については、障害と確保するものとする。) 「共成な行法を行意を行うな対しないないないないないないないないないないないないないないないないないないな

項目	点検のポイント 点検							
8 児童発達 支援管理	現在配置してください		発達支援管理責任者について、市	果)に届け出	ている	内容を記入し		
責任者	пр	(常勤 •	非常勤)	就任日:	年	月	日	
共通	氏名			届出日:	年	月	B	
		業務期間	①通算: 年 月間					
		未伤别间	②うち障害児・障害者・児童に対	する支援網	:	年 .	月間	
	実務	従事日数	①通算: 日					
	経験	K T I X	②うち障害児・障害者・児童に対	する支援網	臻 :	日		
		業務内容	職名(
		〇旧児童発	達支援管理責任者研修	修了日:	年	月	日	
		〇児童発達	支援管理責任者基礎研修	修了日:	年	月	日	
		〇児童発達	支援管理責任者実践研修	修了日:	年	月	B	
	研修 受講	〇児童発達	支援管理責任者更新研修	修了日:	年	月	B	
	大田 大沢	〇相談支援	從事者初任者研修(講義部分)	修了日:	年	月	日	
		※研修未受	講者である場合					
		•配置され	た事由()	
		• 猶予措置	上終了日: 年 月 日					
		-		1				
	氏名	(常勤 •	非常勤)	就任日:	年	月	<u> </u>	
				届出日:	年	月	日	
		業務期間	①通算: 年 月間 ②うち障害児・障害者・児童に対	 	双胚全 .	年	月間	
	実務		①通算: 日	リタの文章		+ ,		
	経験	従事日数	②うち障害児・障害者・児童に対	 験: 日				
		 業務内容	職名(
		0:-1		1,				
			達支援管理責任者研修 	修了日:	年	月	<u> </u>	
	研修		を で で で で で で で で で で で で で	修了日:	年	月	<u> </u>	
	受講状況		でででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	修了日:	年	月	B	
			运接管理責任者更新研修 经事者如任者研修 (##美如八)	修了日:	年	月	B	
		□□田談文援	従事者初任者研修(講義部分)	修了日:	年		日	
			『に受講した従前の「児童発達支援 [®] いて修了日を記入してください。	管理責任者	研修」は、「	旧児童	発達支援管	

◆ 人員に関す		1	T
項目	点検のポイント	根拠	
8	(1) - 1 児童発達支援管理責任者の配置 児発 放デ	いる	条例第6条、第79条
児童発達	児童発達支援管理責任者を1以上置いていますか。	いない	省令第5条第8項、
支援管理	そのうち、1人以上は、 <u>専任</u> かつ <u>常勤</u> となっていますか。		第66条第8項
責任者			
(続き)	<解釈通知 第三の1(1)⑧>		
#,\ <u>\</u>	〇 従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼		
共通			
	及び提供したサービスの客観的な評価等の重要な役割を担		
	う者であり、これらの業務の客観性を担保する観点から、児		
	童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等と		
	は異なる者でなければならない。		
	(1) -2 児童発達支援管理責任者の配置 居訓 保訓	いる	条例第 91 条、第 99
	児童発達支援管理責任者を1以上置いていますか。	いない	条
	そのうち1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっ	0.0	省令第71の8第3項、
	でいますか。		第73条第2項
	(2) 児童発達支援管理責任者の要件 共通	いる	H24 厚労省告示
	児童発達支援管理責任者は、次の一及び二に定める要件を満たし	いない	第 230 号
	ていますか。		
	│ │		
	(いずれも障害児・児童・障害者の支援経験3年以上が必須)		告示 第1号
	,		
	(一)次のイ及びロの期間を通算した期間が5年以上		
	イ 相談支援業務	4 H088	
	次の事業・施設の従業者が、相談支援の業務に従事し	75期间	
	(1) 障害児相談支援事業、身体・知的障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者社	· 仝 復倡協	
	設、福祉事務所、発達障害者支援センター	.女 这师心	
	(3) 障害児入所施設、児童養護施設、障害者支援施設、老人福	祉施設、精	
	神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保	健施設	
	(4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		
	(5) 学校(大学を除く) (6) 病院・診療所(社会福祉主事任用資格者等に限る) 等		
	口直接支援業務		
		· 、保育十、	
	児童指導員任用資格者等が、直接支援の業務に従事した		
	(1) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、障害者支援施設	、老人福祉	
	施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室		
	(2) 障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、保育事業	、障害福祉	
	サービス事業、老人居宅介護等事業所 (3) 病院・診療所、訪問看護事業所		
	(4) 特例子会社 (5) 学校(大学を除く) 等		
	(二)次の期間を通算した期間が8年以上である者		
	〇 直接支援業務		
	上記(一)ロの事業・施設の従業者で、社会福祉主事任	用資格者、	
	保育士、児童指導員任用資格者等でない者が、直接支援	の業務に従	
	事した期間		
	(三)上記(一)及び(二)の期間を通算した期間が3年以上、カ		
	格等※の資格者がその資格に係る業務に従事した期間が通	算して5年	
	以上である者		
	※ 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士	•	
	理学療法士、作業療法士、栄養士、精神保健福祉士等		

	しっ たる (アジーの悪川に計り上でヤマト つ しにつけて頂すがは		
	二 次のイ及び口の要件に該当する者であって、口に定める児童発達		告示第2号
全発達	理責任者実践研修を修了した翌年度以降の5年度ごとに、児童発達	支援管	
爰管理	理責任者更新研修を修了したもの		
£者	(ロに定める実践研修の修了日から5年を経過する日の属する年度	の末日	
売き)	までの間は、更新研修修了者とみなす。)		
共通	イ 児童発達支援管理責任者基礎研修(実務経験が2年以内である は実務経験者に対して行われる研修)を修了し、次の(1)又はずれかの要件を満たすもの (1) 相談支援従業者初任者研修(講義部分)修了者 (2) 旧障害者ケアマネジメント研修修了者		
	ロ 次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしている者で、児童 援管理責任者実践研修を修了したもの	発達支	
	(1) 基礎研修修了以後、実践研修開始日前5年間に通算して2年 相談支援業務又は直接支援業務に従事した者	年以上、	
	(2) 基礎研修受講開始日において実務経験者である者であって 一礎研修修了者となった日以後、実践研修開始日前5年間に通 6月以上、指定基準第27条第2項から第5項まで(準用する。	算して	
	<u>を含む。)に規定する業務に従事したもの</u> (3) 平成31年4月1日において、旧告示に規定する児童発達 理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研 義部分)修了者となったもの		
	【実践研修の受講に必要な実務経験について】 (こども家庭庁支援局障害児支援課 令和5年6月30日付 事務) 〇 以下のアからウのいずれも満たしている場合、例外的に、基礎研了以後、「6月以上」の期間で実践研修の受講が可能となる。 ア 基礎研修受講時に、児童発達支援管理責任者の要件に係る実験を満たしている。 イ 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画の作成業従事する。 ウ イの業務に従事することについて、市に届け出ている。	<u>修終</u> <u>務経</u>	
	【更新研修未修了】 告示第5号 〇 期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又に 児童発達支援管理責任者研修修了者は、実践研修を改めて修了 日に実践研修修了者となったものとする。		
	【研修受講に係る経過措置】 告示第3号、第4号、第7号 ①旧児童発達支援管理責任者研修修了者 平成31年3月31日において旧要件を満たす者については、 6年3月31日までの間は児童発達支援管理責任者として現に しているものとみなす。		
	②基礎研修修了者で実務要件を満たしている者 実務経験者が平成31年4月1日以後令和4年3月31日ま 基礎研修修了者となった場合は、実践研修を修了していなくても 礎研修修了日から3年を経過するまでの間は、当該実務経験者を 発達支援管理責任者とみなす。	、基	
	③やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合 当該事由が発生した日から1年間は、実務経験者であるものにつ		

<u> 践研修終了時までの間(最長で、当該事由が発生した日から2年間)、</u> <u> 児童発達管理責任者とみなす。</u>

- <u>ア 実務経験者である。</u>
- イ 当該事由が発生した時点で、既に基礎研修を受講済みである。
- ウ 当該事由が発生する以前から、児童発達管理責任者以外の職 員として、当該事業所に配置されている。

【配置時の取扱いの緩和等】 告示第6号 常勤の児童発達支援管理責任者が1名配置されている事業所

- 基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可
- 基礎研修修了者を2人目の児発管として配置可

『 やむを得ない事由を判断するのは、市 (療育支援課) です。猶予措置を適用する際は、必ず市 (療育支援課) に相談してください。

▼ 人貝に関す	点検のポイント	点検	根拠
9	無快のパイント 専らその職務に従事する管理者を置いていますか。	いる	40.00mm
9 管理者	等らての取物に促事する官理者を直いていますか。 ※ 管理上支障がない場合はこの限りではない。	いない	第92条 第100条
官理有		61/261	省等7条、第67条
共通	<解釈通知 第三の1(3)>		第71条の9、第74条
	指定児童発達支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事		
	業所の管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合		
	であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の		
	職務を兼ねることができるものとする。		
	① 当該指定児童発達支援事業所の従業者としての職務に従事		
	する場合		
	② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管		
	理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該		
	他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事		
	する時間帯も、当該指定児童発達支援事業所の利用者への支		
	援の提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職		
	員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことが		
	でき、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらか		
	じめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに		
	出勤できる場合		
10	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書	いる	労働基準法第15条
労働条件	を交付していますか。	いない	労働基準法施行規則
の明示等			第5条
<u> </u>	☞ 労働契約において、法で求めているのは下記のような条件を書面で		
共通	明示することとされています。		
	①労働契約の期間 ②就業の場所・従事する業務の内容 (それぞれの変更の範囲)		
	③始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇等		
	④賃金		
	⑤退職に関する事項(解雇の事由を含む)		
	⑥期間の定めのある契約を更新する場合の基準 など		
11	(1) 従業者等の秘密保持の義務	いない	条例第48条 第84
1 従業者等の	(1) 従来有等の秘密体持の義務 従業者及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障	. •	条 第97条 第102条
作来有寺の 秘密保持		いる	省令第47条第1項
松省 体持	害児又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。		第71条 第71条の
共通	<解釈通知 第三の3(37)①>		14.
	○ 従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその		第79条
	家族の秘密の保持を義務付けたもの		
	(2) 従業者等であった者に対する秘密保持のための措置	いる	条例第48条 第84
	従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上	いない	条 第97条 第102条
	知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要		省令第47条第2項 第71条、第71条の
	な措置を講じていますか。		第71条 第71条の 14、
	<解釈通知 第三の3(37)②>		第79条
	○ 従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児、 ○ 従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児、	又はその	
	家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義	-	
	もの		
	○ 具体的には、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密	密を保持	
	すべき旨を雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきことと	するもの	
	☞ 在職中と併せて、 <u>退職後</u> における秘密保持義務を誓約書などに明記す	するこ	
	とが必要となります。		

◆ 設備に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 2 設備	(1) - 1 必要な設備等 児発 放デ 発達支援室、相談室及び便所並びにサービスの提供に必要な設備 及び備品等を備えていますか。	いるいない	条例第10条第1 項、 第81条第1項 省令第9条第1項、 第68条第1項
	○ 原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源(既存施設)を活用して、事業所の従業者が当該施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部(出張所)とみなして設備基準を適用するものである。		
	■ 国の基準省令では、発達支援室以外は、設備及び備品等については具体的な規定はなく、市条例において、相談室及び便所を必置の設備として定めています。 ■ 多機能型事業所の場合は、サービスに支障を来さないように配慮しつつ、一体的に行う他の事業所設備を兼用することができるものです。		
	(1) -2 必要な設備等 居訪 保訪 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設け るほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えています か。	いるいない	条例第93条第1 項、第101条 省令第71条の10第 1項、第75条
	<解釈通知 第六の2>		
	(2) <u>発達支援室</u> 児発 <u></u> 版	いるいない	条例第10条第2 項、 第81条第2項
	☞ 発達支援室の面積要件は、市条例において定めているものです。 ☞ 利用者の障害の特性や支援の内容等に応じて、適切なサービスが 提供できるよう適当な広さや数を確保してください。		
	(3)専用の設備等 <u>共通</u> (1)に規定する設備及び備品等は、専らサービスの事業の用に 供するものとなっていますか。 ※ 障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。	いない	条例第10条第3 項、第81第3項、 第93条第2項、第 101条 省令第9条第 <u>4</u> 項、
	<サービスの提供に必要な備品>		第68条第3項、 第71条の10第2 項、第75条

点検のポイント	点検	根拠	
事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運 すか。	営規程を定めていま	いるいない	条例第38条、第 84条、第96条、 第102条
の現況や運営実態、重要事項説明書や利用契約書 の記載と合っているか、点検してください。	、パンフレット等		省令第37条、第 71条、第71条の 13、第79条
運営規程に定めるべき重要事項	主な指摘のオ	 ペイント	
① 事業の目的及び運営の方針	事業の目的及び運営の方針 ・事業所の実態、重要事項	重要事項説明	
② 従業者の職種、員数及び職務の内容		_	
③ 営業日及び営業時間	置し、受入体制を	を整えている	
④ 利用定員 ※	ない。(平成24年		
⑤ サービスの内容並びに通所給付決定保護者 から受領する費用の種類及びその額	④利用定員は障害リ		
⑥ 通常の事業の実施地域	単位ごとに定員を		
⑦ サービスの利用に当たっての留意事項		スがあればその費用も る。 事業の実施地域は、客	
⑧ 緊急時等における対応方法	0		
9 非常災害対策 ※	1 - 1 - 1 - 1 - 1		
(1) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ※	・担当者の設置		
① 虐待の防止のための措置に関する事項	・虐待防止のため		
② その他運営に関する重要事項 (苦情解決体制、事故発生時の対応等)			
※ 居宅訪問型児童発達支援 及び 保育所訪問④⑨⑩は除く。			
事業の実施地域などが、事業所の実態や重要事項るか、見比べてください。 『なお、従業者の員数は、人数を定めればよく、 訳等は必ずしも要しません。また、員数は定数 上」、「川越市条例で定める基準を下回らない範囲 ある。」と定めることができます。	説明書と合ってい 常勤・非常勤の内 ではなく、「○名以 」で変動することが		
	事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運すか。 『運営規程に法令等で定める記載事項が定められの現況や運営実態、重要事項別明書や利用契約書の記載と合っているか、点検してください。『運営規程に定めるべき重要事項 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ※ ⑤ サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービスの利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ※ ⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ※ ⑪ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ※ ① 虐待の防止のための措置に関する事項 ② その他運営に関する重要事項(苦情解決体制、事故発生時の対応等) ※ 居宅訪問型児童発達支援 及び 保育所訪問 ④ ⑨ ⑩ は除く。 『 従業者の員数、営業日・時間、利用者負担額の事業の実施地域などが、事業所の実態や重要事項 (苦情解決体制、事故発生時の対応等) ※ 居宅訪問型児童発達支援 及び 保育所訪問 ④ ⑨ ⑪ は除く。	事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めていますか。 ② 運営規程に法令等で定める記載事項が定められているか、事業所の現況や運営実態、重要事項制書や利用契約書、ペンフレット等の記載と合っているか、点検してください。 ③ 運営規程の記載事項を変更した場合は市(嫁育支援課)に届出が必要です。 ② 企業者の職種、員数及び職務の内容 ② 企業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ※ ⑤ サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ② サービスの利用に当たっての留意事項 ⑥ 繁急時等における対応方法 ② 非常災害対策 ※ ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ※ の 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ※ の 情待の防止のための措置に関する事項 ② その他運営に関する重要事項(苦情解決体制、事故発生時の対応等) ※ 居宅訪問型児童発達支援 及び 保育所訪問支援については、④③⑩は除く。 ② 従業者の員数、営業日・時間、利用者負担額の種類・額、通常の事業の実施地域などが、事業所の実態や重要事項説明書と合っているか、見比べてください。 ⑤ なお、従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内訳等は必ずしを要しません。また、員数は定数ではなく、「〇名以上、「川越市条例で定める基準を下回らない範囲で変動することが	事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めていますか。 ② 運営規程に法令等で定める記載事項が定められているか、事業所の現金や運営実態、重要事項と大場合は中(療育支援課)に届出が必要です。 運営規程に定めるべき重要事項 ② 企修など・事業所の実態、重要事項説明書業所に職員を配置し、受入体制を整えているが、特に2336など)。 ③ 営業日及び営業時間 ④ 利用定員 ※ ⑤ サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額が、与受領する費用の種類及びその額が、事業の主たる対象とする障害の種類をであった場の計画であって送迎時間は含まない。(平成24年厚労省Q&Aの103) ④利用定員は障害児数の上限であり、サービスがあればその費用を設する費用の種類及びその額が、サービスがあればその費用を設する。 ⑥ 速常の事業の実施地域 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 連常の非における対応方法 ⑤ 非常災害対策 ※ ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ※ ② 非常災害対策 ※ ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ※ ② 非常災害対策 ※ ⑥ 連令の防止のための措置に関する事項 ⑥ 活情解決体制、事故発生時の対応等) ※ 居宅訪問型児童発達支援 及び 保育所訪問支援については、② ⑥ 側は除く。 ② 従業者の員数、営業日・時間、利用者負担額の種類・額、通常の事業の実施地域などが、事業所の実施や重要事項の管験実施・虐待防止委員会の設置など ② の側は除く。 ② 従業者の員数、営業日・時間、利用者負担額の種類・額、通常の事業の実施地域などが、事業所の実施や重要事項の財害と合っているが、見比べてください。 ② ない、従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内に対するより、事業の対策や重要事項の対害と合っているが、見比べてください。 ② ない、従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内に対することが、の名。」と定めることができます。

◆ 連営に関す 項目	る 基件 点検のポイント	点検	根拠
14 内容及び 手続の説明 及び同意 共通	(1) 重要事項の説明 通所給付決定保護者がサービスの利用申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(重要事項説明書、パンフレット等)を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。 〈解釈通知 第三の3(2)> 〇 あらかじめ、利用申込者に対し、施設を選択するために必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を受けることにつき、同意を得なければならない。 ・ 運営規程の概要 ・ 従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情解決の体制等 ・ 第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等	いるいない	条例第13条、第84 条、第97条、第 102条 省令第12条第1 項、第71条、第71 条の14、第79条
	(2) 利用契約 社会福祉法第77条の規定(利用契約の成立時の書面の交付)に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。 〈解釈通知 第三の3(2)〉 〇 利用申込者との間で契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、 ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地②当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③当該サービスの提供につき保護者が支払うべき額に関する事項 ④サービスの提供開始年月日 ⑤サービスの保る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。	いるいない	条例第13条第2項以下準用省令第12条第2項以下準用
	を記載し、代表者印を押印してください。(※契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除く) 利用契約書は2部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印し、1部を利用者に交付し、1部は事業所が保管してください。 契約日、契約の終期が空欄である、又は自動更新規定を設けていないため契約期間が終了してしまっている、などの指摘例があります。		

▼ 理宮(-)関9		_E+A	+D+hn
項目	点検のポイント	点検	根拠 条例第14条第1
15 契約支給量 の報告等 共通	(1) 受給者証への必要事項の記載 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、通所支給決定 保護者に提供することを契約したサービスの量(契約支給量)その 他の必要な事項(通所受給者証記載事項)を保護者の通所受給者証 に記載していますか。 〈解釈通知 第三の3(3)〉 〇 事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事 項を記載すること。 ・ 事業者及び事業所の名称 ・ 支援の内容 ・ 契約支給量(月当たりの支援の提供量) ・ 契約日 等	いない	条例第14余第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第13条第1 項、第71条、第71 条の14、第79条
	 事業所は、契約の際、または契約支給量等を変更した場合は、サービス種類ごとに、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れなく受給者証に記載してください。 記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。 →「19 受給資格の確認」を参照 (2) 契約支給量	いない	条例第14条第2項
	契約支給量の総量は、当該給付決定保護者の支給量を超えていま せんか。	いる	以下準用 省令第13条第2項 以下準用
	(3) 市町村への報告 サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その 他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	いない	条例第14条第3項 以下準用 省令第13条第3項 以下準用
	(4) 受給者証記載事項の変更時の取扱い 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準 じて取り扱っていますか。	いない	条例第14条第4項 以下準用 省令第13条第4項 以下準用
16 提供拒否の 禁止 共通	正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。 〈解釈通知 第三の3(4)〉 〇 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおり ① 利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該事業所の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合等 〇 支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由に当たらないものである。	いない	条例第15条、第84 条、第97条、第 102条 省令第14条、第71 条、第71条の14、 第79条
17 連絡調整に 対する協力 共通	サービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う 連絡調整に、できる限り協力していますか。	いない	条例第16条、第84 条、第97条、第 102条 省令第15条、第71 条、第71条の14、 第79条

項目	る 基準	点検	根拠
18 サービス 提供困難時 の対応 共通	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し 自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適 当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていま すか。	いるいない	条例第17条、第84 条、第97条、第 102条 省令第16条、第71 条、第71条の14、 第79条
19 受給資格の 確認 共通	サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者 証によって、通所給付決定の有無、サービスの種類、通所給付決定の 有効期間、支給量等を確かめていますか。	いない	条例第18条、第84 条、第97条、第 102条 省令第17条、第71 条、第71条の14、 第79条
20 障害児通所 給付費等の 支給の申請 に係る援助	(1) 通所給付決定を受けていない者 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合 は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申 請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	いない	条例第19条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第18条第1 項、第71条、第71 条の14、第79条
共通	(2) 利用継続のための援助 サービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。	いない	条例第19条第2項 以下準用 省令第18条第2項 以下準用
2 1 心身の状況 等の把握 共通	サービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	いない	条例第20条、第84 条、第97条、第 102条 省令第19条、第71 条、第71条の14、 第79条
22 指定障害児 通所支援事 業者等との 連携等	(1) サービス提供時の関係機関等との連携 サービスの提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを 行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス 提供する者との密接な連携に努めていますか。	いない	条例第21条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第20条第1 項、第71条、第71 条の14、第79条
共通	(2) サービス提供終了に伴う関係機関等との連携 サービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して 適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う 者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提 供する者との密接な連携に努めていますか。	いない	条例第21条第2項 以下準用 省令第20条第2項 以下準用
23 身分を証す る書類の 携行 居訪 保訪	居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 〈解釈通知 第六の3(1)〉 〇 障害児等が安心してサービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者等から求められたときは、これを提示する旨を指導しなければならないこと。 〇 この証書等には、事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	いるいない	条例第94条、第 102条 省令第71条の11、 第79条

項目	点検のポイント	点検	根拠
2 4 サービスの 提供の記録	(1) サービス提供の記録 サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な 事項を、サービスの <u>提供の都度記録</u> していますか。	いるいない	条例第22条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第21条第1
共通	〈解釈通知 第三の3(10)①〉 ○ 保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたもの。 ☞ 利用者の出欠状況、勤務した職員、活動内容、連絡事項等の活動状況の概要を、「業務日誌」として営業日の都度、漏れなく記録に残してください。 ☞ 連絡帳も記録の一つであり、手元に残らないのであれば、必要に応じてコピーを取るなどしてください。		項、第71条、第71 条の14、第79条
	(2) サービス提供の確認 上記(1) の規定による記録に際しては、保護者からサービスを 提供したことについて確認を受けていますか。	いるいない	条例第22条第2項 以下準用 省令第21条第2項 以下準用
	<解釈通知 第三の3(10)②> O サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、保護者からの確認を得なければならないこととしたもの。		
	☞ サービス提供実績記録表など(報酬請求の入力の際に照合する書類等)に、日々利用の都度、利用者自らが押印・サイン等の方法により利用確認をしてください。☞ 併せて、出欠簿、タイムカード、支援記録簿、連絡帳などを活用し、利用確認ができるよう工夫してください。		
25 保護者に求 めることの できる金銭 の支払の範	(1) 利用者負担額以外の金銭の支払の範囲 サービスを提供する保護者に対して金銭の支払を求めることが できるのは、当該金銭の使途が直接通所決定に係る障害児の便益を 向上させるものであって、保護者に支払を求めることが適当である ものに限られていますか。	いない	条例第23条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第22条第1 項、第71条、第71 条の14、第79条
囲等 共通	(2) 金銭支払いに係る保護者への説明 金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに当該通 所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によっ て明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得て いますか。 ※ 次の26(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない	いない	条例第23条第2項 以下準用 省令第22条第2項 以下準用
26 利用者負担 額等の受領	(1)通所利用者負担額の受領 <u>共通</u> サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該サービス に係る通所利用者負担額の支払を受けていますか。	いない	条例第24条第1項、第 83条第1項、第95条 第1項、第102条 省令第23条第1項、第 70条第1項、第71条 の12第1項、第79条
	(2) <u>-1 法定代理受領を行わない場合 </u>	いる いない 該当なし	条例第24条第2項、第 83条第2項、第95条 第2項、第102条 省令第23条第2項、第 70条第2項、第71条の 12第2項、第79条

次に掲げる場合以外の場合 26 利用者負担 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 額等の受領 二治療を行う場合 一に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自 (続き) 由児通所医療(食事療養(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号) 第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。)に 係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の 例により算定した費用の額 (2) -2 法定代理受領を行わない場合 いる 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、通所給付決 いない 定保護者から、当該サービスに係る通所支援費用基準額の支払い 該当なし を受けていますか。 条例第24条第3 (3) -1 その他受領が可能な費用 児発 放デ いる 項、第83条第3項 上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、提供される便宜に要す いない 省令第23条第3 る費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者か 該当なし 項、第70条第3項 ら受けていますか。 一 食事の提供に要する費用(児童発達支援センターに限る。) 二 日用品費 三 サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保 護者に負担させることが適当と認められるもの <利用者負担の費目と金額(「月〇〇円」等)を記入> 費目 金額 (1) (2) (3) **4 (5**) ≪参照≫ 「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の 取扱いについて」(H24.3.30 障発 0330 第 31 号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知) ○ 給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による 費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、 施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内 訳が明らかにされる必要がある。 ○ 「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」(「その他の日常生活 費」)の受領については、保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得な ければならない。 ○ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程で定められ なければならない。 「その他の日常生活費」の具体的な範囲は次のとおり (1) 身の回り品として必要なものを事業者が提供する場合の費用 (2) 教養娯楽等として必要なものを事業者が提供する場合の費用 (3) -2 その他受領が可能な費用 居訓 保訓 いる 条例第95条第3 項、第102条 いない 居宅訪問型児童発達支援又は保育所等訪問支援事業者は、上記 省令第71条の12第 該当なし (1)、(2)の支払を受ける額のほか、保護者の選定により通常の事 3項、第79条 業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それ に要した交通費の額の支払を保護者から受けていますか。

	(4) 領収証の交付 共通 上記(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費 用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に 対し交付していますか。	いない	条例第24条第5項、第 83条第4項、第95条 第4項、第102条 省令第23条第5項、第 70条第4項、第71条 の12第4項、第79条
	(5) 通所決定保護者の同意 共通 上記(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、保護者の同意を得ていますか。	いない	条例第24条第6項、第 83条第5項、第95条 第5項、第102条 省令第23条第6項、第 70条第5項、第71条 の12第5項、第79条
27 利用者負担 額に係る管 理 共通	通所給付決定に係る障害児が同一の月に他の事業者等が提供する 通所支援サービスも受けた場合において、当該障害児の保護者から依 頼があったときは、当該サービス及び当該他の通所支援に係る通所利 用者負担額の合計額(通所利用者負担額合計額)を算定していますか。 この場合において、当該サービス及び当該他の通所支援の状況を確 認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該 保護者及び当該他の通所支援を提供した事業者等に通知していますか。	いない	条例第25条、第84 条、第97条、第 102条 省令第24条、第71 条、第71条の14、 第79条
28 障害児通所 給付費の額 に係る通知 等	(1) 通所決定保護者への通知 法定代理受領により当該サービスに係る障害児通所給付費 <u>又は</u> 肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知していますか。 「愛通知は給付費の受領日以降に発出してください。 「愛通知には、通知日、サービス利用月(必要に応じて利用の内部)、給付費の受領日・給付額などを記載します。	いない	条例第26条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第25条第1 項、第71条、第71 条の14、第79条
	(2) サービス提供証明書の交付 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付していますか。	いる いない 該当なし	条例第26条第2項 以下準用 省令第25条第2項 以下準用
29 サービスの 取扱方針	(1) サービスの提供への配慮 共通 事業者は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じ て、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然か つ画ー的なものとならないよう配慮していますか。	いるいない	条例第27条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第26条第1項、 第71条、第71条の 14、第79条
	(2) 障害児等の意思の尊重への配慮 共通 事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことが できるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊 重するための配慮をしていますか。	いない	条例第27条第 <u>2</u> 項 以下準用 省令第26条第2項 以下準用
	(3) サービス提供に当たっての説明 共通 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保 護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすい ように説明を行っていますか。 <mmman 第三の3(15)③=""> O 支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほか、 行事及び日課等も含むものである。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努</mmman>	いない	条例第27条第 <u>3</u> 項 以下準用 省令第26条第3項 以下準用

29	<u> めるべきものである。</u>		
サービスの 取扱方針 (続き)	(4) サービス提供に当たっての総合的な支援	いない	条例第 27 条第 <u>4</u> 項 以下準用 <u>省令第 26 条第 4 項</u> <u>以下準用</u>
	<解釈通知 第三の3(15)④> ○ 事業者は、サービスの提供に当たっては、5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」)を含む総合的な支援内容としなければならないとしたものである。		
	(<u>5</u>) サービスの質の評価及び改善共通 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	いるいない	条例第 27 条第 <u>5</u> 項 以下準用 省令第 26 条第 <u>5</u> 項 以下準用
	<解釈通知 第三の3(15)⑤> O 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らねばならないとしたものである。	いるいない	
	(6) — 1 自己評価及び保護者評価の実施 児 放子 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業者は、上記 (5) の 規定により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当 たっては、次に掲げる事項について、事業所の従業者による評価を 受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害 児の通所給付決定保護者による評価を受けて、その改善を図っていますか。		条例第 27 条第 <u>6</u> 項、以下準用 省令第 26 条第 <u>6</u> 項、 第 71 条
	 一 障害児や保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 事業の用に供する設備及び備品の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 障害児や保護者に対する必要な情報の提供、助言・援助の実施状況 六 緊急時における対応方法及び非常災害対策 		
	七 業務の改善を図るための措置の実施状況 <解釈通知 第三の3(15)⑥> 〇 サービスの質の評価及び改善を行うため、事業所が自ら評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者の評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもの。 〇 当該評価及び改善を図るに当たっては、厚生労働省が定めるガイドラインを参考にすることが望ましい。		
	《参照》 「児童発達支援ガイドライン」(令和6年7月4日 こ支障第168号) 「放課後等デイサービスガイドライン」(令和6年7月4日 こ支障第168・	号)	

29	(6) -2	自己評価、保護	査証値及び訪問 を	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	画の実施	保訪	いる		
29 サービスの 取扱方針 (続き)	保一つと評っか	自訪問案 該問方 すの者の機す情時ビ 知ばよ障請善評ン 「保 評議者」 「	は、 よく よく よく は、 にするに にするに でするに でするに でするに でするに でする でする にする でする にする でする にする でする にする にする にでする にでする にでする にでする にでる にでる にでる にでる にでる にでる にでる にで	こて上所一と、害のめ、組該施対め、行変施たこ 令 版以は上給ビの 児体の の訪状策の 事う事設もど 和 版り、で付ス改 の制取 状問況 措 業と無にのも 毎 第一条、次自決提善 徴整の 光 先 でしている 原 7	そこらともでは、備状を治し、当に訪評に行って、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの、大きの] る項うよ当ま 性 る のきがた ガ 支 サにとる) たす そ 必 従利保、 イ 障 第一	いない (68号) いる		5.27 条第 <u>7</u> J下準用
	に1回以」 容を、保護	E文張及び放訴後 三 <u>、自己評価及び</u> <u>者に示すととも</u> 長していますか。	保護者評価並び	に上記(6) の改善	の内	υ <i>ν</i> αυ ·		E 26条第 <u>7</u> 項、
	≪自己評価 「	等結果の状況≫	- 	 i年度			+	<u> </u> 年度	
		 保護者評価	年	叶及 月	日		——— <u>本</u> 年	叶凤 月	日
	取組時期	職員による 自己評価	年	月	B		年	月	日
		事業所全体による評価	年	月	日		年	月	日
		公表日	年	月	B		年	月	B
	公表 □保護者向けお知らせ □保護						/ターネッ 養者向けお (新内の掲)他	知らせ	,
	市	への 報告	 口あり(提出日 口なし	∃:)			_	
		が未実施の場合、 Oいて減算が適用		消される	までの間、	全利		第1 <i>页</i>	示 別表 01注3(3)、 01注5(3)

第3の1注53

29	(7) —	2 評価及び改	産内容の公表	保討	E					
サービスの	<u>保育所</u>	<u> </u>	業者は、おおも)ね1年	に1回以上、	上記(6)				
取扱方針	- 2の評価及び改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すととも									
(続き)	に、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。									
	≪自己評価等結果の状況≫									
				前年度	Ę		Z	 体年度		
		保護者評価	年	月	日		年	月	日	
	取組	従業者による自己評価	年	月	B		年	月	B	
	時期	事業所全体による評価	年	月	B		年	月	B	
		訪問先施設 による評価	年	月	日		年	月	日	
		公表日	年	月	日		年	月	日	
	公表		□インターネッ	, -		ロイン・	ターネット	-		
	結果	公表の方法	□保護者向けま	※知らせ		□保護	者向けお知	いらせ		
	11121	公衣(0)万法	口事業所内の掲	訮		□事業	所内の掲え	ī		
			□その他()	□その	他()	
	市	への 報告	□あり (提出日: □なし (提出予定日:)		(提出日: ,(提出予5)	
	☆ 公表がす。	が未実施の場	合、未公表状態	が解消	されるまでの	間、全利用	者につい	て減算	算が適用される	<u> </u>
	(8) 支	援プログラム	の策定と公表	児発	放デー展訪		いる		条例第27条の2	2、
			プログラム(5f			海にした古	いない		以下準用	0.65
			<u>/ロノノム(5)</u> 画)を策定し、						<u>省令第26条の</u> 2 1項、第71条	<u>2 弗</u>
		より公表して		<u>, 122</u>	x - 3(-) (100)	שוכס התויין			<u> 1項、 </u>	
	⇒令和7年4月1日から義務化されます。									
	(9) 1	′ンクルージョ	ンの推進	発放デ	保訪		いる		条例第27条の3	3、
						いない		<u>以下準用</u> 省令第26条の3	3 笙	
	支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかれ								1項、第71条	<u>2 21</u>
	らず、全	€ての児童が共	まに成長できる。	 よう、『	章害児の地域社	社会への参				
	加及び包	 !摂(インクル	/一ジョン)の	推進に勢	らめていますか	<u></u>				

項目	点検のポイント	点検	根拠
30	(1) 個別支援計画の作成業務	いる	条例第28条第1
個別支援	管理者は、児童発達支援管理責任者に、個別支援計画(通所支援	いない	項、第84条、第97
計画の作成	計画)の作成に関する業務を担当させていますか。		条、第102条
等	<解釈通知 第三の3(16)①>		省令第27条第1項、
<u> </u>	○ 個別支援計画には次の事項等を記載すること		第71条、第71条の 14、第79条
共通	・保護者及び障害児の生活に対する意向		14、
	・障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期		
	生活全般の質を向上させるための課題		
	・ 5領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえ		
	た指定児童発達の具体的内容(行事や日課等も含む。)		
	・ サービスを提供する上での留意事項 等		
	○ 個別支援計画の様式は、「児童発達支援ガイドライン」を参		
	考にしつつ、事業所毎に定めるもので差し支えない。		
	○ 個別支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び		
	日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者		
	及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとと		
	もに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊し		
	重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身共に健や		
	かに育成されるよう、障害児相談支援事業者が作成した障害		
	<u>がに自成されるよう</u> 、障害児伯談又援事来有が呼吸した障害 児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での		
	適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。		
	□ ○ 「最善の利益が考慮」されるとは、「障害児にとって最も善い		
	ことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年		
	齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場		
	合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断し		
	た結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合		
	には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得		
	<u>るものである。</u>		
	☞ 計画書には上記以外にも、作成日・作成者(児童発達支援管理責任		
	者)氏名を記載し、利用者には署名・押印等のほか、同意日も記載して		
	もらってください。		
			## Files 00 # #5 0 - T
	(2) アセスメント	いる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	条例第28条第2項
	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、	いない	以下準用 省令第27条第2項
	障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等		日 日 市
	の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握		->·1 -7/13
	(アセスメント) を行 <u>うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に</u>		
	応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、		
	心身ともに健やかに育成されるよう、障害児の発達を支援する上で		
	(3) 保護者等への面接	いる	条例第28条第3項
	児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者	いない	以下準用
	及び障害児に面接していますか。		省令第27条第3項
	この場合において、面接の趣旨を保護者及び障害児に対して十分		以下準用
	に説明し、理解を得ていますか。		
	1-mm/10/		

項目		点検のポイント	点検	根拠
3 0	(4)児童発	達支援管理責任者の役割	いる	条例第28条第4項
個別支援	児童発達	支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結	いない	以下準用
計画の作成	果に基づき	、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、		省令第27条第4項以下準用
等	障害児に対	する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質		以下年用
(続き)	を向上させ	るための課題、5領域との関連性及びインクルージョン		
共通	の観点を踏	まえたサービスの具体的内容、 サービスを提供する上		
六四	での留意事	項その他必要な事項を記載した個別支援計画を作成し		
	ていますか	。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当		
	該事業所が	提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サ		
	ービスとの	連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努		
	めています	か。		
	<解釈通知	第三の3(16)②>		
	〇 児童発	達支援管理責任者は次の手順により支援を実施		
	O	爰会議を開催し、計画原案について意見を求める		
	U	R護者及び障害児に説明し、文書により同意を得る		
		爰計画を交付する L		
	(E) 計画(f)		1.7	久间生 00 夕生 [==
		成に係る会議	いる	→ 条例第 28 条第 5 項 → 以下準用
		支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、	いない	省令第27条第5項
		見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体		以下準用
		たとで、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者		
		て行う会議を開催し、計画の <u>原案</u> について意見を求めて		
	いますか。			
	<個別支援語	十画作成に係る会議を開催している場合の内容>		
	会議名			■ 計画作成に係
				会議は、ICTの 活用(テレビ電話
		・新規利用者の場合		装置等の利用)が
	会議開	(可能です。
	催時期	・ その他の場合		
		(1	
		(職種等)		
	参加者	(1912-17)		
	<解釈通知	第三の3(16)②ア>		
	〇 会議の間	開催に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児		
		刊益を保障することが重要であることに鑑み、当該		
		手齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の		
		くことが求められる。そのため、例えば、会議の場		
		と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当		
		書児や保護者に会うことなどが考えられる。なお、 手齢や発達の程度により意見を表明することが難し		
		+師で先達の程度により息光を表明することが乗じ がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、		
		きや表情、発声なども観察し、意見を尊重すること		
	が重要で			
	(0) =1==0		1.7	久间体 00 夕 年 0 元
	(6)計画の		いる	│ 条例第28条第6項│ 以下準用
	児童発達	支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、	いない	以下华州 省令第27条第6項
	/D=# +v =v - ^	障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

3 O 個別支援	によりその同意を得ていますか。		
計画の作成 等 (続き) 共通	(7)計画の交付 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を保護者及び当該保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付していますか。 〈解釈通知 第三の3(16)②ウ〉 ○ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の内容も踏まえた障害児支援利用委計画の作成その他支援を可能とする観点から、個別支援計画の交付先である障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めること。	いるいない	条例第28条第7項 以下準用 省令第27条第7項 以下準用
	(8) 計画の変更 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施 状況の把握(利用者についての継続的なアセスメント(モニタリン グ)を含む。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別 支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行 っていますか。	いない	条例第28条第8項 以下準用 省令第27条第8項 以下準用
	(9) モニタリング 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者 との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定 めるところにより行っていますか。 一 定期的に保護者及び障害児に面接すること ニ 定期的にモニタリングの結果を記録すること	いない	条例第28条第9項 以下準用 省令第27条第9項 以下準用
	(10) 計画変更時の取扱い 個別支援計画の変更については、上記(2)から(7)までの規定(アセスメントから計画交付まで)に準じて行っていますか。 ☞ 運営指導で指導が多い事例 ・ 計画を作成していない。 ・ 文書による同意を得てない。 ・ 計画を利用者に交付していない。 ・ 計画を6月に1回以上、見直していない。 → 計画未作成減算の対象となります。 (「60(9)個別支援計画未作成減算」参照)	いる いない	条例第28条第10項 以下準用 省令第27条第10項 以下準用
31 児童発達支援管理責任 者の責務 共通	(1) 個別支援計画の作成に係る業務 児童発達支援管理責任者は、上記30に規定する個別支援計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 一次の32に規定する相談及び援助を行うこと 二他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと	いない	条例第29条、第84 条、第97条、第 102条 省令第28条 <u>1項、</u> 第 71条、第71条の14、 第79条
	(2) 障害児及び通所給付決定保護者の意思の尊重 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めていますか。 <解釈通知 第三の3(17)②> 〇 児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められるものである。	いない	条例第29条第2 項、第84条、第97 条、第102条 省令第28条2項、 第71条、第71条の 14、第79条

32 相談及び 援助 共通	○ 必要な助言・指導等を適切に行うため、都道府県が実施する児童発達支援管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 〈解釈通知 第三の3(18)> ○ 常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするもの。	いるいない	条例第30条、第84 条、第97条、第 102条 省令第29条、第71 条、第71条の14、第 79条
33 支援	(1) 心身の状況に応じた支援 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っていますか。 〈解釈通知 第三の3(19)①〉 〇 サービスの提供に当たっては、個別支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術を持って支援を行うこと。 〇 支援の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。	いない	条例第31条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第30条第1項、 第71条、第71条の 14、第79条
	(2) 社会生活への適応性を高めるための支援 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会 生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行って いますか。 (3) 適性に応じた支援 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営む	いるいない	条例第31条第2項 以下準用 省令第30条第2項 以下準用 条例第31条第3項 以下準用
	ことができるよう、より適切に支援を行っていますか。 (4) 従業者の体制 常時 1 人以上の従業者を支援に従事させていますか。 〈解釈通知 第三の3(19)②〉 〇 適切な支援を行うことができるように従事する従業者の 勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時 1 人以上 の従業者を従事させることを規定したもの。	いるいない	省令第30条第3項以下準用条例第31条第4項以下準用省令第30条第4項以下準用
	(5) 従業者以外の者による <mark>支援</mark> の禁止 障害児に対して、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の 者による <mark>支援</mark> を受けさせていませんか。	いないいる	条例第31条第5項 以下準用 省令第30条第5項 以下準用

34 社会生活上 の便宜の供 与等 共通	(1) レクリエーション行事の実施教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。 〈解釈通知 第三の3(21)〉 〇 画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。	いない	条例第33条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第32条第1項、 第71条、第71条の 14、第79条
	(2) 家族との連携 常に障害児の家族との連携を図るよう努めていますか。 〈解釈通知 第三の3(21)〉 〇 障害児の家族に対し、事業所の会報の送付、事業所が実 施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児と家族が 交流できる機会等を確保するよう努めること。	いない	条例第33条第2項 以下準用 省令第32条第2項 以下準用
35 緊急時等の 対応	現にサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生 じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の 必要な措置を講じていますか。	いない	条例第35条、第84 条、第97条、第 102条 省令第34条、第71
共通	■ 緊急時に備えて日頃からできることの例 ・障害児の既往症や発作の有無などを把握し、連絡方法 (医療機関・家族等) や対応方法を整理し、すぐに対応できるようにする ・救急車を呼んだ場合に情報提供などの対応ができるようにする ・携帯連絡先、連絡網を整理し、すぐに連絡がとれる体制を整える ・過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく ・救急用品を整備する、応急手当について学ぶ など		条、第71条の14、第 79条
36喀痰吸引等	(1)登録特定行為事業者の登録 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2及び3、同法施行規則第26条の2及び3に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。 『認定特定行為業務従事者の認定を受けた介護職員等がたんの吸引等を行うものとして、登録特定行為事業者の登録の届出をした施設等で、当該業務を実施できます。 『事業所の看護師のみがたんの吸引等を行う場合でも、事業者登録の届出は必要です。	該当する 該当 しない	社会福祉士及び介護 福祉士法第48条の 2,3 社会福祉士及び介護 福祉士法施行規則第 26条の2,3 平成23年社援発第 1111号厚生労働省 社会・援護局長通知
	以下、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しなは、このページの(2)~(10)を飛ばして、次ページに進んでくだ		
	(2) 認定特定行為業務従事者 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従 事者」として認定された者に行わせていますか。	いない	
	(3)登録特定行為事業者 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事 業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。	いない	
	業務開始年月日 年 月 日		

36 喀痰吸引等 (続き) 共通	(4)特定行為 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、 認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 〈登録している行為で該当するものに〇をつけてください〉 (たん吸引)・口腔内 ・鼻腔内 ・気管カニューレ内 (経管栄養)・胃ろう又は腸ろう ・経鼻経管栄養	いない	
	(5) 医師からの指示 介護職員等が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書に よる指示を受けていますか。	いない	
	(6) 実施計画書 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は 看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	いない	
	(7) 対象者等の同意 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員 等がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得て いますか。	いない	
	(8) 結果報告 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報 告、安全委員会への報告を行っていますか。	いない	
	(9) 安全委員会の開催 たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していま すか。	いるいない	
	(10) 業務方法書等の整備 たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護 職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	いない	
37保護者に関する市町村への通知共通	通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 〈解釈通知 第三の3(24)> 〇 市町村は不正手段等により給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給相当額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、事業者は、給付費の適正支給の観点から、遅滞なく市町村に意見を付して通知しなければならない。	いない	条例第36条、第84 条、第97条、第 102条 省令第35条、第71 条、第71条の14、第 79条
38 管理者の 責務	(1) 一元的な管理 管理者は、従業者及び業務等の管理その他管理を、一元的に行っ ていますか。	いる いない	条 第97、第102条 条 第97、第102条 省合第36条第1項 第71 条 第71条の14、第79条
共通	(2) 指揮命令 管理者は、従業者に運営に関する指定基準を遵守させるために 必要な指揮命令を行っていますか。	いない	条例第37条第2項 以下準用 省令第36条第2項 以下準用

39 勤務体制の 確保等	(1) 勤務体制の確保 障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事 業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。	いない	条例第39条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第38条第1項、
共通	<解釈通知 第三の3(27)①> 〇 事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。		第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条
	(2) 従業者によるサービス提供 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供し ていますか。 ※ 障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この 限りではない。	いない	条例第39条第2項 以下準用 省令第38条第2項 以下準用
	<解釈通知 第三の3(27)②> O 原則として事業所の従業者によってサービスを提供する べきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務 については、第三者への委託等を行うことを認めるもので あること。		
	(3) 研修機会の確保 従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。 <研修(主な会議を含む)の回数・内容>	いる いない	条例第39条第3項 以下準用 省令第38条第3項 以下準用
	前年度本年度研修等の主な内容		
	<解釈通知 第三の3(27)③> 〇 研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。		
	(4) 適切な職場環境の維持(ハラスメント対策)	いる	条例第39条第4項
	事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において	いない	以下準用 省令第38条第4項
	行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業		以下準用
	務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害		
	されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じて		
	いますか。 <解釈通知 第三の3(27)④>		
	を		
	律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進		
	並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和		
	41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、指定自立生活		
	援助事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハ		
	ラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止の		
	ための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏		
	まえ、規定したものである。指定居宅介護事業者が講ずべき措置の具		
	体的内容及び指定児童発達支援事業者が講じることが望ましい取組に		

39 勤務体制の 確保等

(続き)

共通

ついては、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

ア 指定児童発達支援事業者が講ずべき措置の具体的内容

指定児童発達支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」といいます。)において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおり。

- a 指定児童発達支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメント を行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する こと。
- b 相談(苦情を含みます。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

イ 指定児童発達支援事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行 為(カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理 上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応 じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮の ための取組(メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(マニュアル作 成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組)が規定され ているので参考にしてください。

● 連宮に関す			
項目	自主点検のポイント	点検	根拠
40 定員の遵守 児発 放デ	(1)利用定員 利用定員は10人以上となっていますか。 ※ 主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、利用 定員を5人以上とすることができる。 ※ 多機能型事業所は、その利用定員を、当該多機能型事業所が行 う全ての通所支援の事業を通じて10人以上(主として重症心 身障害児を通わせる事業所にあっては、5人以上)とすることが できる 〈解釈通知 第三の3(1)〉 〇 安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門 性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を 定めることとしたもの。 〇 「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定 員の合計の最大数をいうもの。	いない	条例第 12 条、第 82 条 省令第 11 条、第 69 条
	(2) 定員の遵守 利用定員及び <mark>発達支援室</mark> の定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか。 ※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	いないいる	条例第 40 条、第 84 条 省令第 39 条、第 71 条
	〈解釈通知 第三の3(29)〉 ○ 障害児に対するサービスの提供に支障が生じることがないよう、原則として、事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するもの。 ○ 次に該当する利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたもの。		
	① 1日当たりの障害児の数 ・定員 50 人以下:定員×150/100 以下 ・定員 51 人以上:定員+(定員-50)×125/100+25 以下 ②過去3月間の障害児の数 ・定員 12 人以上:定員×開所日数×125/100 以下 ・定員 11 人以下:(定員+3)×開所日数 以下		
	② ①②の基準を超えた利用は <u>報酬減算(30%減算)</u> の対象となります。 → 「60(6) 定員超過利用減算」を参照		

•	運営に関す	る基準						
	項目	自主点検のポイント		点検	根拠			
	4 1	(1) 非常災害時の対策		いる	条例第41条第1			
	非常災害	消火設備その他非常災害に際して必要な	いない	条例第41条第1項、第84条省令第40条第1項、第71条				
	対策	に、非常災害に関する具体的計画を立て、非常	\					
	児発	の通報及び連絡体制を整備し、それらを定期	-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
		ていますか。		_				
	放デ	<解釈通知 第三の3(30)>						
		①消火設備その他非常災害に際して必要な記	设備					
		消防法その他法令等に規定された設備						
		☞ 消防署等に確認してください。						
		②非常災害に関する具体的計画						
		消防法施行規則第3条に規定する消防記 が作成する消防計画又は準ずる計画)、風						
		災害に対処するための計画	八百 地质守(7)					
		☞ 防災計画を作成してください。						
		3関係機関への通報及び連絡体制						
		火災等の災害時に、地域の消防機関へ返	を さいに 通報する					
		体制をとるよう従業者に周知徹底するとと						
		消防団や地域住民との連携を図り、火災等						
		難等に協力してもらえる体制作りをもと& の	つることとしたも					
		0)						
		《参照》 「障害児(者)施設災害等マニュアル」(平成 26 年	1 日水計版· 国際宝法	*支坪理作成)				
		「社会福祉施設等における非常災害対策計画の策						
		会福祉課)P13~P19参考 1	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		·			
				いる	 消防法第8条第1項			
		利用者と従業者を合算した人数が30人	、以上の場合、防火管	_				
		理者を選任し、消防署に届出をしています		該当なし	消防法施行令第1条 の2第3項第1号ロ 別表第一(六)ハ 【消防計画】			
				しいる				
		防火管理者は消防計画を作成し、消防署	に届出をしていま?	いない				
		か。		該当なし				
		届出年月日年	月日					
		防火管理者職氏名						
		消防計画の届出 年	月日					
			V/r=1,ta=let 2, 2555 (e^)					
		野 異動等があった場合は、直ちに新たな有 所轄消防署に届出をしてください。	貸格者を選任し、					
		☞ 消防計画に記載がある氏名等に変更があ	った場合は速やか					
	に変更し、所轄消防署の指導により届出をしてください。 イ 消防計画に準じた計画の作成							
		消防署への届出が不要な場合であってす	、消防計画に準じた	といない				
		計画を作成していますか。						
		・火災予防のための平素の各人の役割や責任の分担 ・火災の初期消火や通報の手順、避難誘導等の最適方法、手						
		順、役割等の具体策	等寺の 取過力法、「	F				
		・責任者は管理者となる。						
		 ウ 消防計画等の周知		いる				
		プーパー 100mm 100		いない				
L		1 2 1 2 1 2 1 2 3 3 7 8 0	0 ''40 '					

項目	自主点検のポイント				根拠
4 1	エ 防災・消防用設備の配	置		いる	消防法第8条の3第
非常災害	防災・消防用設備は必			いない	1 項 消防法施行令第 4 条
対策	また、カーテン、じゅ	うたん等は防炎性能を	を有するものとな		の3第1項
(続き)	っていますか。 				
児発	挤	施設・設備 設置義務			結果
放デ	避難階段		有・無	有(カ	∍所)・無
	防火 避難口		有・無	有(カ	∍所)・無
	設備居室・廊下	・ 階段等の内装	有・無	適 •	不適
	防火戸・防;	火シャツター	有・無	有(カ	n所)• 無
	屋内消火栓	没備	有・無	有(カ	∍所)・無
	屋外消火栓	没備	有・無	有(力	n所)・無
	スプリンク ⁻	ラー設備	有・無	有 •	· 無
	自動火災報知	印設備	有・無	有 •	· 無
	火災通報装	置	有・無	有・	· 無
	消防用漏電火災警報	 跟機	有・無	有・	· 無
	設備非常警報設備		有・無	有 •	· 無
	避難器具(で	すべり台・救助袋)	有・無	有(カ	所)・無
	誘導灯及び	秀導標識	有・無	有(力	所)・無
	防火用水		有・無	有	無
	非常電源設備	備(自家発電設備)	有・無	有	無
	消火器具		有・無		個
	カーテン等の防災性能		有	適 •	不適
	プ 消防法令を遵守し、必れているか、その他危険 消防署から指導があっ 消防用設備等の点検 消防用設備等の点検 消防用設備等の点検 高検年月日 (年2回実施) 直近の届出年月日 (第1100年)を保管して (国出の控えを保管して 河 補修を要する箇所等は	な箇所等が無いか点検した事項は速やかく対応した事項は速やかく対応した事項は速やかく対応した定期的に行っていま ① 年② 年 回必要です。 ② (総合点検時) 届出が必て対応してにませた。	てください。 てください。 すか。 月 日 月 日 月 日	いるいない	消防法施行規則 第 31 条の 6
	カ 連絡・避難体制の確保 職員間の非常時の際のか。	Ę		いるいいない	

項目	- ·	自主点	検のポ	イント	,				点検	根拠
4 1	キ非常災害、危) 険防止対	策					l	る	水防法第15条の3
非常災害	水防法又は土	砂災害防	が 法に	おける	要配慮	電者利用	月施設に該	l	ない	
対策	当している場合									土砂災害警戒区域等 における土砂災害防
(続き)	① 避難確保訓練	練その他	の必要	な措置	に関す	ける計画	画を策定し			止対策の推進に関す
児発	ていますか。									る法律第8条の2
放デ	② 避難確保計ī								······································	 社会福祉施設等にお
<u> </u>	学 要配慮者利用 防災上の配慮を つ迅速な避難の	要する者	が利用	する施語	殳で、そ	の利用	者の洪水時	等のP		ける非常災害対策計 画の策定の手引 (H29.6 埼玉県社会福
	≪参照≫「社会社 (R3.5 3 非常災害対策 (1) 施設の立地約 (2) 災害に関する (3) 災害時の連絡 (4) 避難を開始する (5) 避難場所	改訂 埼語計画に最 計画に最 を件 る情報のご を先及び追	玉県福祉 低限盛り 入手方法 通信手段	部社会社が	副課) 目 (6) i (7) i (8) i (9) f	壁難経路 壁難方法 災害時の 関係機関	ζ <u>.</u>	指揮逐制		社課) 川越市地域防災計画 (R2.3月川越市防災 会議)
	 事 非常災害対策 震、土砂災害 い。 ・ 洪水ハザー る体制を整備し いっている ださい。 (2) 避難訓練等の実 	(がけ崩れ ドマップを ってくだる 警戒区域」 る場合は、 施	い、地す を確認し さい。 「地す〜 連絡・	べり等) 、必要(べり危険 選嫌体)	に対が こ応じ [*] 個所」 制につい	芯した計 て浸水等 等土砂り いて市と	画を策定し 風水害時の 災害が懸念。 十分な調整	ンでくか 対応が される をを行っ	ざさ ができ 区域 ってく	条例第 41 条第 2
	非常災害に備える 行っていますか。 	ため、定			枚出そ	の他必			ない	項、第84条 省令第4条第2項、 第71条
			前年				今年月			 【避難訓練等】
	避難訓練	1 2	年 年	月 月	日日	1 2	年 年	月 月	日日	消防法施行規則 第3条第10項、第
		3				3				11 項
	2017.1.2017.4	1	年	月	日	1	年	月	日	
	消火訓練	② ③	年	月	日	② ③	年	月	日	
	通報訓練	1 2	年	月	日	1 2	年	月	日	
	実施計画・実施報 告の消防署届出		年	月	日		年	月	B	
	消防署立会		年	月	日		年	月	日	
	<消防法施行規則第 ○ 令別表※に掲け び避難訓練を年2 ※消防法令別表に ・障害児入所施設 ・児童発達支援、 ・生活介護、短期 支援、共同生活	では、	対象物の 実施した 防火対象 障害ディー 自立訓練	D防火f はけれし を を 接接 を を を を で 、 就 き で 、 就 に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	ばなら 友粋) 殳 スを行	ない。 う施設				

● 連呂に関す	自主点検のポイント	点検	根拠
41 非常災害 対策 (続き) 児発 放デ	防火管理者を置く事業所は、消防計画の定めに従い、年2回以上の消難訓練、定期的な通報訓練を実施してください。(義務) 防火管理者を置かない事業所であっても、年2回以上の消火・避難試期的な通報訓練を実施してください。(励行) 各訓練を実施した場合は、職員の反省事項、利用者の行動・様子などた記録を作成し、次回以降の参考にしてください。 出来るだけ年1回は消防署の協力・指導を得るようにしてください。	当火・避	
	(3)物資の備蓄 障害児の特性に応じ、食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか。 《参照》「川越市地域防災計画」(R4.3月川越市防災会議) 第2編 震災対策編 第1章 第3節 第4.3 社会福祉施設入所者等に対する安全対策 (1) 災害対策を網羅した計画の策定 ⑥食料、防災資機材等の備蓄 施設管理者は、次に示す物資等を3日分程度備蓄しておく。 【備蓄物資】※備えている品目をチェック □ 非常用食料(特別食を含む): 日分 □ 飲料水: 日分 □ 常備薬: 日分 □ 介護用品(おむつ等): 日分 □ 照明器具:	いない	条例第41条第3 項、第84条 川越市地域防災計 画(R2.3月川越市 防災会議)
4 2 業務継続計 画 共通 ※令和6年度	□ 熱源 : □ 移送用具(担架・ストレッチャー等) : (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」といいます。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ○業務継続計画	いるいない	条例第39条の2、第 第84条、第97条、 第102条 省令第38条の2 第71条
から義務化	感染症や非常災害の発生維持において、利用者に対する指定児童発達 支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業 務再開を図るための計画 (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要 な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続	いるいない	 ※「業務継続ガイドライン」(厚生労働省社会・援護局作成)を参照 条例第39条の2、第第84条、第97条、第102条 条例第39条の2、第
	(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 〈解釈通知 第三の3(28)> ①感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定自立生供を受けられるよう、指定自立生活援助の提供を継続的に実施するための時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とい策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものです。	、及び非常 います。)を	条例第39条の2、第 第84条、第97条、 第102条 省令第38条の2 第71条

42

業務継続計 画

(続き)

共通

なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との 連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合に は、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあた っては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。

②業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。

ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の 確保等)
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との 情報共有等)
- イ 災害に係る業務継続計画
- a 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- b 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)
- c 他施設及び地域との連携

③従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。

従業者教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。

④訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定生活介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

- 業務継続計画が策定されていない場合に基本報酬を減算
 - →「60(16)業務継続計画未策定減算」参照

● 連呂に関す	◎ 季年 自主点検のポイント	点検	根拠
43	(1)安全計画の策定等 共通	いる	************************************
安全計画の	ア安全計画の策定	いない	第84条、第97条、
策定等	障害児の安全の確保を図るため、設備の安全点検、従業	5.5	第102条
1,4,2,3	者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事		省令第40条の2、
※令和6年度	業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、		第71条、第71条の
から義務化	従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事		14、第79条
	項についての計画(以下、「安全計画」という。)を策定して		
	いますか。		
	安全計画策定年月日: 年 月 日		
	家 安全計画の内容		
	①施設・設備の安全点検について、②実践的な訓練や研修の実施		
	③児童・保護者への共有、④再発防止の徹底(計画の変更)		
	イ 従業者への安全計画の周知	いる	
	従業者に対し、安全計画について周知していますか。	いない	
	→「周知の具体的な方法を記載してください。		
	ウ 研修及び訓練の実施	いる	
	研修及び訓練を実施していますか。	いない	
	→研修及び訓練の内容を記載してください。		
	研修(研修名:)		
	実施年月日: 年 月 日		
	参加人数 : 人		
	訓練(訓練名:		
	実施年月日: 年 月 日		
	参加人数 : 人		
	エ 安全計画に基づく取組内容等の周知	いる	
	<u>通所給付決定保護者</u> に対し、安全計画に基づく取組の内容 等について周知していますか。	いない	
	→周知の具体的な方法を記載してください。		
	ナーウ地がたウムシ南の日本!	いる	
	オ 定期的な安全計画の見直し 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画	いない	
	定期的に女生計画の見直しを行い、必要に応して女主計画 の変更をしていますか。		
	→見直しの時期とその方法を具体的に記載してください。		
	見直しの時期:		
	方法:		
			<u> </u>

◆ 連営に関す	<u> </u>		T
項目	自主点検のポイント	点検	根拠
4 3	(2) 自動車を運行する場合の所在の確認 共通		条例第41条の3、
安全計画の		いる	第84条
策定等(続き)	障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運転するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認していますか。 (施行日:令和5年4月1日)	いない	省令第40条の3第 2項、第71条
	→「いる」を回答した場合、具体的な確認・記録方法を記載して ください。		
	●乗車時の確認方法 例:・乗車時に障害児の顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録する。 ・乗車すべき障害児がいない場合や乗車しないはずの障害児がいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡し、出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認する。		
	●降車時の確認方法		
	例:・降車時に乗車名簿により障害児の数を数えている。 ・運転手は、車から離れる前に車内の先頭から最後まで歩き、座席下や物かげなども含め一列ずつ車内全体を確認し、確認業務を補助する従業者も同様に確認する。 ・降車の確認を複数従業員で行っている。		
	(3) 3列以上備えた自動車で送迎している場合のブザー等見落と し防止装置の設置と降車時の障害児の所在の確認 児発、放デ	いるいない	
	ア 障害児の送迎を目的とした自動車の運行 障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並 列の座席及びこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席 以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれ と同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められる ものを除く。)を日常的に運行していますか。		
	→「いる」を回答した場合、該当する車両の台数を記載してください。 ・台数: 台		

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
43 安全計画の 策定等 (続き)	イ ブザー等見落としを防止する装置の備え及び所在確認 当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防 止する装置を備え、これを用いて(2)に定める所在の確 認(降車の際に限る。)を行っていますか。	いない	
	→「いる」を回答した場合、該当する装置の内容を具体的 に記載してください。		
	《参照》「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について」(R4.12.28 子発 1228 第 1 号及び障発 1228 第 4 号 厚労省子ども家庭局長及び社会・援護局障害保健福祉部長通知)		
	第3 留意事項 1 所在確認 所在確認 所在確認は、送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児等の移動のために自動車を運行するすべての場合が対象となる。 2 安全装置に係る義務付けの対象となる自動車 通園を目的とした自動車のうち、座席(※)が2列以下の自動車を除く全ての自動車が原則として安全装置に係る義務付けの対象となる。なお、座席が2列以下の自動車と同様に義務付けから除外される「その他利用の態様を勘案してこれと同程度に園児の見落としのおそれが少ないと認められるもの」については、例えば、座席が3列あるものの、園児が確実に3列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて2列目までと3列目以降を隔絶することなどが考えられるが、安全装置が義務付けられる経緯・趣旨を鑑み、その判断は十分慎重に行うこと。 (※)「座席」には、車椅子を使用する園児が当該車椅に乗ったまま乗車するためのスペースを含む。 3 装置すべき安全装置 「ブザーその他の車内の園児の見落としを防止する装置」は、国土交通省が12月20日に策定・公表した「送迎用バスの置き去りを支援する安全装置のガイドライン」に適合すること。 4 実効性の確保 改正省令の対象となる各施設の設置者が、本義務付けに違反した場合は、児童福祉法第45条等の規定に抵触し、改善勧告等の対象になり得るものであり、改善が見られない場合は、同法第46条等の規定による事業停止命令及び同法第61条の4等の罰則の対象になりうること。		

▶ 運営に関す	- る基準		
項目	自主点検のポイント	点検	根拠
44衛生管理等	(1)設備等の衛生管理 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。	いない	条例第 42 条第 1 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 41 条第 1 項、第 71 条
	(2) 感染症の発生及びまん延防止等 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置(従業者へ周知等)を講じていますか。 <解釈通知 第三の3(31)①>	いない	条例第 42 条第 2 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 41 条第 2
	 ○ 感染症又は食中毒が発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと ○ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及び防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること ○ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること 		項、第71条
	(3) 感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる必要な措置を講じていますか。 一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること 二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること 三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を	いない	条例第 42 条第 2 項、第 84 条、第 97 条、第 102 条 省令第 41 条第 2 項、第 71 条
	定期的に実施すること。 ※上記の取組は令和6年4月1日から義務化されています。]
	〈解釈通知 第三の3(31)②〉 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員種(例えば、施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、児童指導員、栄養養士)により構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にす専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要です。 感染対策委員会は、事業所の状況に応じ、おおむね3月に1回以上、定期とともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮	会は幅広い職 養士又は 管理 るとともに、 的に開催する をがあります。 します。ただ を行ってくだ	
	さい。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律について ン」等を遵守してください。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など事業所の他の委員会と独立して ることが必要ですが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差 せん。感染対策担当者は看護師であることが望ましいです。また、事業所外	設置・運営す 認められる他 Eし支えありま	

の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。

項目 根拠 点検のポイント 点検 44 <解釈通知 第三の3(31)②>つづき 衛生管理等 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 共通 事業所における「感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止のための指針」には、平 常時の対策及び発生時の対応を規定してください。 (続き) 平常時の対策としては、指定児童発達支援事業所内の衛生管理 (環境の整備、排泄物 の処理、血液・体液の処理等)、日常の支援にかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、 血液・体液・分泌液・ 排泄物 (便) などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどの ようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日 常の観察項目)等、 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染 拡大の防止、医療機関や保健所、市町村 における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されま す。また、発生時における指定児童発達支援事業所内の連絡体制や前記の関係機関への 連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。 ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策 の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発する とともに、当該指定児童発達支援事業所 における指針に基づいた衛 生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとします。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定児童発達支援事業所が指針に基 づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新 規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。また、調理や清掃などの業 務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、指定児童発達支援事業所の指 針が周知されるようにする必要があります。また、研修の実施内容についても記録する ことが必要です。 エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シ ミュレーション)を定期的(年2回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感 染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に 基づき、指定児童発達支援事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の 演習などを実施するものとします。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わない ものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切で 労働安全衛生法 いる (4) 従業者の健康診断 第66条第1項 いない 常時使用する従業者に対し、健康診断を実施していますか。 労働安全衛生規則第 43条、第44条第1 □ 雇用時 項 □ 定期健康診断(実施時期: <労働安全衛生規則> ○ 常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わな ければならない。 (第43条) ○ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行わなけ ればらない。 第44条第1項

	る基準	1	
項目	点検のポイント	点検	根拠
4 5 協力医療 機関 児発 放デ	障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を 定めていますか。 <解釈通知 第三の3(32)> 〇 事業所から至近距離にあることが望ましい。	いない	条例第43条、第84 条、第97条 省令第42条、第77 条、第71条の14
	<協力医療機関>		
居訪	①名 称		
	②所在地		
	③協定書の有無 有 ・ 無		
	4協定年月日 年月日 月日~年月 (自動更新規定: 有・無)	В	
	⑤診療科目		
4 6 掲示 共通	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	いない	条例第44条、第84 条、第97条、第102 条 省令第43条、第77 条、第71条の14、 第79条
	☞ 利用者の特性や壁面のスペースがないなど、掲示が難しければ、 入口に近い場所が相談室等に「閲覧用ファイル」と表示して運営規程・重要事項説明書・パンフレット等を備え付け、利用者の閲覧に 供してください。		
47 身体拘束等 の禁止 共通	(1) 身体拘束等の禁止 サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていませんか。	いない	条例第45条第1項、 第84条、第97条、 第102条 省令第44条第1 項、第77条、第71 条の14、第79条
	(2) 身体拘束等の記録 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。 『 やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。	いる いない 該当なし	条例第45条第2項 以下準用 省令第44条第2項 以下準用
	≪参照≫ 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 (R6.7 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援 (1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件 ① 切迫性 ② 非代替性 ③ 一時性 (2) やむを得ず身体拘束を行うときの手続き ① 組織による決定と個別支援計画への記載 ② 本人・家族への十分な説明 ③ 行政への相談・報告 ④ 必要な事項の記録 ⑤ 身体拘束廃止未実施減算の創設	計進課)	

項目	点検のポイント	点検	根拠				
	(3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的	いる	条例第45条第3項				
	以下準用 省令第44条第3項						
	従業者に周知徹底を図っていますか。(テレビ電話装置等の活用が可						
	能)						
	<解釈通知 第三の3 (34)②>						
	」とい						
I	う。)						
	事業所に従事する幅広い職種(例えば、施設長(管理者)、医師、看護職	員、生活支援	員、サ				
	一ビス管理責任者)により構成します。構成員の責務及び役割分担を明確に	するとともに	、専任				
I	の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要です。身	体拘束適正化	検討委				
	員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精	神科専門医等	の活用				
	が考えられます。						
	また、施設単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、施設	の規模に応じ	た対応				
	を検討してください。						
	はお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが望ましいです						
	が、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、						
虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化							
について検討する場合も含みます。)も差し支えありません。指定障害者支援施設が、報告、改							
善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、施設全体で情報共							
有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるための							
ものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要です。							
	身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想	定しています					
	ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。	,20 00					
	ア 身体何果寺について報告するための外末式を登開すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従						
1 従来自は、身体拘束等の発生ことにての状況、育意等を記録するとともに、アの様式に使い、身体拘束等について報告すること。							
ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。							
プ 身体拘束適に10検討委員会において、11により報告された事例を集計し、方前9 ること。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原							
因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。							
オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。							
カー 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。							
	(4) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。	いる					
	○身体拘束等の適正化のための指針	いない					
	次のような項目を盛り込んでください。						
	ア事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方						
	イ 身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項						
	ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針						
	オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針						
	カ 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針						

キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

● 連営に関す	 ·		
項目	点検のポイント	点検	根拠
47	(5)従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に	いる	条例第 45 条第 3 項 以下準用
身体拘束等 の禁止	(年1回以上及び新規採用時)実施していますか。	いない	省令第44条第3項
(続き) 共通	〇従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施 身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに 児童発達支援における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとします。 職 織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設が指針に基づいた ラムを作成し、定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用 身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容について記録することが必要です。 なお、研修の実施に当たっては、施設内で行う職員研修で差し支えなく、 一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化に 扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化に う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして りません。	員教育を組 研修プログ 時には必ず 他の研修と ついて取り いて取り扱	
	☞ 未実施減算あり→「60(14)身体拘束廃止未実施減算」参照 ☞ 虐待防止の取組で身体的拘束等の適正化について取り扱う場合には、 束等の適正化に取り組んでいるものとみなされます。	身体的拘	
48 虐待等の 禁止	(1) 従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。	いない いる	条例第 46 条、第 84 条、第 97 条、第 102 条
共通	 〈解釈通知 第三の3(35)、(26)®> ○ 従業者は、障害児に対し虐待等の行為を禁止したもの ○ 虐待防止の具体的措置は、運営規程に定めることを義務づけた虐待防止のための措置に関する事項を参考にすること ・ 虐待防止に関する責任者の設置 ・ 苦情解決体制の整備 ・ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施 ・ 虐待防止委員会の設置等に関すること 		省令第45条、第77 条、第71条の14、 第79条
	《参照》 児童虐待の定義 「児童虐待の防止等に関する法律」第2条 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさい 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、 号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監話 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家服 (配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に表 不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずるにいう。) その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	せること。 , 保護者以外 <i>0</i> 蒦を著しく怠る 庭における配側 ある者を含む。	らこと。 引者に対する暴力)の身体に対する
	(2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる 措置を講じていますか。	いない	
	事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとしま す。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業 者に周知徹底を図ること。事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を		
	定期的に実施すること。 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこ と。		

項目	る 基準 - 点検のポイント	点検	根拠
48			
48 虐待等の 禁止 (続き)	また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した ④ 同条同項第3号の虐待防止のための担当者については、児童発達支援管	:場合でも差し	支えありません。
共通	☞ 令和6年度から未実施減算あり。→「60(12)虐待防止措置未実施減算」	参照	
49 秘密保持等 (個人情報 提供の同意) 共通	障害児入所施設等、障害福祉サービス事業者等、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。 〈解釈通知 第三の3(37)③〉 〇 従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個	いない	条例第48条、第84 条、第97条、第102 条 省令第47条第3 項、第77条、第71 条の14、第79条
	人情報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により同意を得る必要があることを規定したもの 〇 この同意は、サービス提供開始時に保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである 「『 個人情報保護方針等の説明にとどまらず、「個人情報提供同意書」等にで同意を得てください。	より書面	
50 情報の提供 等 児発	また、ホームページへの写真掲載等は、個別の同意が必要です。 (1) 情報の提供 サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に 利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っていますか。	いるいない	条例第 49 条第 1 項、第 84 条 省令第 48 条第 1 項、第 77 条
放デ	(2) 虚偽又は誇大広告 事業者について広告をする場合において、その内容が虚偽のも の又は誇大なものとなってはいませんか。	いないいる	条例第49条第2 項、第84条 省令第48条第2 項、第77条
51 利益供与等 の禁止 共通	(1) 利益供与の禁止 障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定 相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業 者に対し、障害児又は家族に対して当該事業者を紹介することの対 償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。	いない いる	条例第50条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第49条第1 項、第77条、第71 条の14、第79条
	(2) 利益収受の禁止 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。	いない いる	条例第50条第2項 以下準用 省令第49条第2項 以下準用

52 苦情解決

共通

(1) 苦情解決のための措置

その提供したサービスに関する障害児又は保護者その他の当該 障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情 を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていま すか。

苦情受付担当者	
苦情解決責任者	
第三者委員	

※ 苦情解決体制を重要事項説明書等に記載してください。

<解釈通知 第三の3(39)>

- 「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決 の体制及び手順等当該事業所等における苦情を解決するた めの措置を講ずること
- 当該措置の概要については、保護者等にサービスの内容を 説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい

いる いない 条例第51条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第50条第1 項、第77条、第71 条の14、第79条

≪参照≫

「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」 (平成12年6月7日付け障第452号ほか、厚生省通知)

- 1 事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。(苦情解決責任者)施設長・理事長・管理者等(苦情受付担当者)職員のうち適当な者
- 2 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置する。
- ☞ 第三者委員は、苦情解決に第三者が加わることで、苦情が責任者に届かなかったり、密室化することを防ぐもので、事業者と第三者的な立場にあることが重要です。
- ☞ 指針では、第三者委員は苦情解決を円滑・円満に図ることができる者等(例:監事又は監査 役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など)であり、複数が望ましいとさ れています。なお、明文の制限はありませんが、親族は避けてください。
- 重要事項説明書には、苦情等相談窓口として事業所の窓口(苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員)のほか、事業所以外の窓口として、次の内容を記載してください。
 - ①市町村の苦情相談等の窓口

利用者が支給決定を受けた市町村の障害福祉担当課等の名称・連絡先

②埼玉県運営適正化委員会の窓口

〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ1階

- ·相談専用電話番号 048-822-1243
- ・受付時間 月曜~金曜日 9:00~16:00

(2) 苦情受付の記録

上記 (1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。

<解釈通知 第三の3(39)>

- 苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたもの
- 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要 な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サー ビスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきもの
- ☞ 苦情の受付日、苦情のポイントや対応案、対応結果を記載できる様式を定めてください。

いる いない 条例第51条第2項 以下準用 省令第50条第2項 以下準用

52 苦情解決 (続き) 共通	(3) 市長等が行う調査等への協力、改善その提供したサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長等が行う調査に協力するとともに、市長等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	いない	条例第51条第3項 以下準用 省令第50条第3項 以下準用
	(4) 改善内容の報告 市長等からの求めがあった場合には、上記(3)の改善の内容を 市長等に報告していますか。	いない	条例第51条第4項 以下準用 省令第50条第4項 以下準用
	(5) 運営適正化委員会が行う調査等への協力 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していま すか。	いない	条例第51条第5項 以下準用 省令第50条第5項 以下準用
53 地域との 連携等 共通	その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 〈解釈通知 第三の3(40)〉 〇 事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこと。	いない	条例第52条第1 項、第84条、第97 条、第102条 省令第51条第1 項、第77条、第71 条の14、第79条

項目	点検のポイント	点検	根拠
5 4	(1) 事故発生時の措置	いる 条例第53条	
事故発生時	障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、	いない	項、第84条、第9
の対応	速やかに市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要		条、第102条 省令第52条第1
共通	な措置を講じていますか。		項、第77条、第7
	〈解釈通知 第三の3(41)〉 ○ 障害児が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること ・ せービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいことまた、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと・事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」が示されているので、参考にされたい。	条の14、第7	
	《参照》「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関す (平成14年3月、福祉サービスにおける危機管理に関する検 第3 事故を未然に防ぐ諸方策に関する指針 ○福祉サービスの特性を踏まえた視点と具体的な対応 ・コミュニケーションの重要性 ・苦情解決への取組み ・リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組みの → 事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析	討会/厚生労	
	第4 事故が起こってしまったときの対応指針 〇利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想が	基本	
	《参照》「障害児(者)施設・グループホーム等危機管理マニュアル」抜料 (令和4年9月改訂版、県障害者支援課作成) 第1 はじめに 〇 利用者の安心・安全のため、施設全体での問題への対処、防止に立が重要である。 〇 施設等においては、このマニュアルを参考に、より具体的な対所件・事故の未然防止に努めるとともに、万が一の危機発生時には近	こ向けた危機管	上作成し、事
	第2 未然防止(リスクマネジメント) 2 事故を未然に防ぐ基本的方策 (4)業務の見直し 【事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析 第3 危機管理 2 発生時の対応 (4)市及び関係機関への連絡	f]	

別表 1 報告すべき事件・事故の範囲

次に該当する場合に県(福祉事務所又は障害者支援課)に報告する。

- (1) サービス提供による利用者等の事故等の発生
- (2) 感染症、食中毒、結核及び疥癬等の発生
- (3) 職員(従業者)の交通事故、法令違反及び不祥事、犯罪の発生等により利用者等や障害 者入所施設等に損害を与えたもの
- (4) その他報告が必要と認められる事故の発生 ※利用者等の無断外出による行方不明者の発生や虐待の疑い等、利用者等の生命・身体 に重大な結果を生じるおそれがあるもの。また、利用者間でのトラブルや家族とのトラ ブル等のうち収拾が難しいと考えられるもの。
- (5) 火災、震災、風水害等の災害

項目	点検のポイント	点検	根拠
5 4 事故発生時 の対応	(2)事故の記録 上記(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、 記録していますか。	いない	条例第53条第2項 以下準用 省令第52条第2項 以下準用
(続き) 共通	次のうち作成しているものにチェックをしてください。 □ 事故報告書 □ ヒヤリ・ハット事例 □ 事故対応(危機管理)マニュアル		
	(3) 損害賠償 障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 〈解釈通知 第三の3(41)〉 〇 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない 〇 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと	いるいない	条例第53条第3項 以下準用 省令第52条第3項 以下準用
	損害賠償保険の加入	いない	
55 会計の区分 共通	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 〈解釈通知 第三の3(42)〉 〇 当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこと	いるいない	条例第54条、第84 条、第97条、第102 条 省令第53条、第77 条、第71条の14、 第79条

項目	点検のポイント	点検	根拠
56 記録の整備 共通	(1) 記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しています か。	いない	条例第55第1項、 第84条、第97条、 第102条 省令第54条第1
	<解釈通知 第三の3(43)> 〇 従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録は文書に より整備しておく必要があること		項、第77条、第71 条の14、第79条
	(2) 記録の保存 障害児に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存していますか。 ー サービスの提供の記録(省令第21条第1項) 二 通所支援計画 三 利用者に関する市町村への通知に係る記録(省令第35条) 四 身体拘束等の記録(省令第44条第2項) 五 苦情の内容等の記録(省令第50条第2項) 六 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 (省令第52条第2項)		条例第55条第2項以下準用省令第54条第2項以下準用
	<解釈通知 第三の3(43)> 〇 上記で規定する記録については、少なくとも5年以上保存しておかなければならないこと		
57 変更の届出 等 共通	(1) 指定事項の変更 指定に係る事項に変更があったとき、10日以内にその旨 を市長に届け出ていますか。 <届出先>療育支援課	いるいない	法第21条の5の20
	 〈変更に係る指定事項〉 ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者氏名・住所 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。) ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者・児童発達支援管理責任者の氏名、経歴、住所 ⑥ 運営規程 ⑦ 障害児通所給付費の請求に関する事項 ⑧ 事業を再開したとき 		
	(2) 事業の廃止又は休止 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又 は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ています か。	いるいない	

◆ 業務管理体制の整備

	項目	10.100 TE NW	 自主点検の			点検	根拠
(基出生) - 事業所が1の指定都市(中核市)の区域に所在する事業者・・・市・事業所等が2部道府県以上にある事業者及び発達支援医療機関の設置者・・・理集所等が2部道府県以上にある事業者及び発達支援医療機関の設置者・・・理集所等が2部道府県以上にある事業者及び発達支援医療機関の設置者・・・理集所等20未満 20~99 100以上 20未満 20~99 100以上 26・港で東任者 20第任 法令遵守責任者 20第任 法令遵守責任者 20第任 法令遵守责任者 20第任 法令遵守责任者 20第任 表令遵守责任者 20第任 表令遵守责任者 20第年 2000年		(1)業務管理体					法第21条の5の26
(周出先) - 事業所が1の指定都市 (中核市)の区域に所在する事業者・市 - 事業所等の2部通所県以上にある事業者及び発達支援医療機関 の設置者・厚生労働大臣 - 上記以外の事業所・都適府県知事 - 事業所等 の数	業務管理	事業所を設置	置する事業者ごと1	こ、業務管理体制を整	隆備し、法令	いない	
- 事業所等が2 都道府県以上にある事業者及び発達支援医療機関 の設置者・厚生労働大臣 - 上記以外の事業所・都道府県知事 事業所等 20 未満 20~99 100以上 法令遵守責任者 法令遵守責任者 の選任 著の選任 法令遵守規程の 接債 法令遵守規程の 整備	体制の整備	遵守責任者等、	業務管理体制の届	届出をしていますか。			
事業所等 20 未満 20~99 100 以上 法令連守責任者 法令連守責任者 の選任 法令連守責任者 の選任 法令遵守規程の 接合遵守規程の 接合遵守規程の 接債 乗務執行状況の 監査方法 法令遵守責任者 の氏名 法令遵守責任者 の氏名 法令遵守規程の 概要 業務執行状況の 監査方法 法令遵守規程の 概要 業務執行状況の 監査方法 上令遵守規程の 概要 業務執行状況の 監査方法 上令遵守规程 上令遵守规程 上令遵守规程 上令遵守の此めの組織 体制 具体的立活動内容 (注意事項や標準的立業 接方達中放めの組織 体制 具体的立活動内容 (注意事項や標準的立業 接方はの連門に係る監査を行っている場合は それを当該監査とすることができます。 監督は中国行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の 報告を求めるなどに努めてください できます。 できます。 できます。 できます。 できます。 できまり、可能説 できまり、 できり、 できまり、 できり、 できまり、 できり、 できまり、 できり、 でき	共通	・事業所が10 ・事業所等が2 の設置者…原	2都道府県以上に 夏生労働大臣	ある事業者及び発達す			
の数 法令遵守責任 法令遵守責任者 法令遵守責任者 の選任 法令遵守責任者 の選任 法令遵守規程の 整備 法令遵守規程の 整備 業務執行状況の 監査方法 法令遵守責任者 の氏名 法令遵守责任者 の氏名 法令遵守規程の 概要 無務執行状況の監査方法 法令遵守規程の 概要 業務執行状況の監査方法 法令遵守規程の 概要 業務執行状況の監査方法 1 法令遵守規程の 概要 業務執行状況の監査方法 1 法令遵守均足の責任者、もしくは代表者等 2 法令遵守切ための組織、体制、具体的な活動内容(注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル) 3 業務教行状況の監査が完 に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。 監査は対策配査・外部販査のいずれでもよく、監事・販査役等が法合に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。 摩衛学の政社、指定事業所等の数を合第します。			₿業別∵・都追付県気 T	IJ 事 T	<u> </u>	<u> </u>	
***			20 未満	20~99	100 以	上	
業務管理 (本制の内容 基備 基帝遵守規程の 整備 素務執行状況の 監査方法 法令遵守責任者 の氏名 法令遵守規程の 振要 北令遵守規程の 振要 非務執行状況の 監査方法 1 法令遵守責任者 (法令遵守のための体制の責任者) ・ 関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等 2 法令遵守規程 ・ 法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容(注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル) 3 業務執行状況の監査方法 ・ 監査は内部配置・外部監査の、呼れでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当認監査とすることができます。 ・ 監督は年1回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。 『 事業所等の数は、指定事業所等の数を合策します。 ・ 事業所等の数は、指定事業所の場合は高します。 ・ 事業所等の数は、指定事業所の数を合策します。 ・ 事業所等の数は、指定事業所、発達支援医療機関・降害児人所施設・降害児も所執設・降害児相談支援事業所 (2) 職員への周知 業務管理体制(法令等遵守)についての方針・規程等を定め、いない職員に周知していますか。 (3) 法令等遵守の取組 法令等遵守の現体的な取組を行っていますか。						責任者	
法令遵守責任 法令遵守責任者 法令遵守責任者 法令遵守責任者 の氏名 法令遵守其任者 の氏名 法令遵守規程の 振要 業務執行状況の 監査方法			有の選任	法令遵守規程の	法令遵守	規程の	
法令遵守責任 法令遵守責任者 の氏名 法令遵守責任者 の氏名 法令遵守規程の 振要				全 1佣 	業務執行	伏況の	
法令遵守規程の 概要 業務執行状況の監査方法 法令遵守責任者 (法令遵守のための体制の責任者)					法令遵守	責任者	
は今遵守責任者(法令遵守のための体制の責任者) ・ 関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等 2 法令遵守規程 ・ 法令遵守のための組織、体制、具体がが活動内容(注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル) 3 業務執行状況の監査方法 ・ 監査は内部医査・外部医査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。 ・ 監査は中部医査・外部医査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。 ・ 監査は年1回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。 『 事業所等の数は、指定事業所等の数を合算します。事業所等の数は、指定事業所等の数を合算します。 ・ 事業所等で数は、指定事業所等の数を合算します。 ・ 事業所等の数は、指定事業所等が異なります。事業所等の数とに多めてください。 『 児童福祉法』・障害児の所施設・障害児の所施設・障害児の所施設・障害児の所施設・障害児の所施設・障害児の所施設・障害児の所知業務管理体制(法令等遵守)についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。 (2)職員への周知業務管理体制(法令等遵守)についての方針・規程等を定め、いない職員に周知していますか。				法令遵守規程の	法令遵守	規程の	
 ・ 関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等 2 法令遵守が規程 ・ 法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容(注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル) 3 業務執行状況の監査方法 ・ 監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。 ・ 監査は年1回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。 事業所等の数によって届出の内容が異なります。事業所等の数は、指定事業所等の数を合算します。 事業所等の数によって届出の内容が異なります。 事業所等の数によって届出の内容が異なります。 「児童福祉法】・障害児重所支援事業所、発達支援医療機関・障害児入所施設・・障害児和裁支援事業所 (2) 職員への周知業務管理体制(法令等遵守)についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。 (3) 法令等遵守の取組法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。 						伏況の	
 ・ 関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等 2 法令遵守が規程 ・ 法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容(注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル) 3 業務執行状況の監査方法 ・ 監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。 ・ 監査は年1回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。 事業所等の数によって届出の内容が異なります。事業所等の数は、指定事業所等の数を合算します。 事業所等の数によって届出の内容が異なります。 事業所等の数によって届出の内容が異なります。 「児童福祉法】・障害児重所支援事業所、発達支援医療機関・障害児入所施設・・障害児和裁支援事業所 (2) 職員への周知業務管理体制(法令等遵守)についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。 (3) 法令等遵守の取組法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。 							
事業所等の数は、指定事業所等の数を合算します。 - 事業所で複数指定を受けている場合はそれぞれを数えます。 【児童福祉法】 ・障害児通所支援事業所、発達支援医療機関 ・障害児入所施設 ・障害児相談支援事業所 (2) 職員への周知 業務管理体制(法令等遵守)についての方針・規程等を定め、 職員に周知していますか。 (3) 法令等遵守の取組 法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。 いる いない		2 法令遵守 ・ 法令遵守 ・ 務プロセス 3 業務執行 ・ 監査は内 づく法令遵 できます。 ・ 監査は年	規程 のための組織、体制等を記載したマニュ 状況の監査方法 部監査・外部監査の 守に係る監査を行っ 1回行うことが望ま	、具体的な活動内容 (注 アル) いずれでもよく、監事・ ている場合は、それを当 しく、実施しない年には	注意事項や標準 ・監査役等が法 省該監査とする	令に <u>基</u> ことが	
(2) 職員への周知 業務管理体制(法令等遵守)についての方針・規程等を定め、 職員に周知していますか。 (3)法令等遵守の取組 法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。		事業所等 ・ 一事業所 す。 【児童福祉	の数は、指定事業所 で複数指定を受けて 法】	等の数を合算します。 いる場合はそれぞれを教	数えま		
業務管理体制(法令等遵守)についての方針・規程等を定め、いない 職員に周知していますか。 (3)法令等遵守の取組 法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。				· 児相談支援事業所		いる	_
法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。 いない		業務管理体制	制(法令等遵守)に	こついての方針・規程	等を定め、	. •	
(4)評価・改善等の取組 いる				テっていますか。		_	
法令等遵守に係る評価・改善等の取組を行っていますか。 いない				等の取組を行っていま	ぎすか。		

◆ 障害児通所給付費等の算定基準

≪参照≫

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」 (平成 24 年厚生労働省告示第 122 号) (注) 令和 6 年 3 月 15 日こども家庭庁告示第 3 号改正現在 別表「障害児通所給付費等単位数表」

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
5 9 基本事項 共通	(1)費用の算定 サービスに要する費用の額は、「別表障害児通所給付費等単位表」 により算定する単位数に別に <u>こども家庭庁長官</u> が定める一単位の 単価を乗じて得た額を算定していますか。	いない	告示一
	(2)費用の算定の経過措置 児発 (1)の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、旧主として難聴児指定児童発達支援事業所、旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所、旧指定医療型児童発達支援事業所、旧指定発達支援医療機関において、サービスに要する費用の額は、「別表2経過的障害児通所給付費等単位数表」により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単位(旧医療型及び旧医療機関は10円)を乗じて得た額を算定していますか。	いる いない 該当なし	<u>告示二</u>
	(3) 金額換算の際の端数処理 (1) により、サービスに要する費用の額を算定した場合におい て、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨 てて算定していますか。	いない	告示 <u>三</u>
	(4)各サービスとの算定関係 障害児通所給付費について、同一日に複数の障害児通所支援や 指定入所支援に係る報酬を算定していませんか。ただし、保育所 等訪問支援については、他の障害児通所支援を同一日に算定する ことは可能ですが、保育所等訪問支援を同一日に複数回算定する ことはできません。また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害 児通所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に 係る報酬を算定していませんか。	いない	留意事項通知第二の1(2)

60 障害児通所 給付費

(1) 児童発達支援給付費 児発

ア 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た児童発達支援の単位において、サービスを行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。

いる いない 告示別表 第1の1口 第1の注2

【こども家庭庁長官が定める施設基準】

≪参照≫(平成24年厚生労働省告示第269号・2)

- ① 医療的ケア区分1から3に該当する障害児に対しサービスを行う場合
 - ア 主に未就学時に対しサービスを行う場合

次の(1) 及び(2) に該当し、又は(3) に該当する場合であって、かつ、(4) に該当すること

- (1) 事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。
- (2) 障害児のうち小学校就学前のものの占める割合が 100 分の70 以上であること。
- (3) 主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。
- (4) 単位ごとに置くべき看護職員の員数が、おおむね次のaからcを合計した数以上であること。
 - a 医療的ケア区分3を算定する障害児の数
 - b 医療的ケア区分2を算定する障害児の数を2で除して 得た数
 - c 医療的ケア区分1を算定する障害児の数を3で除して 得た数
- イ ア以外の障害児に対しサービスを行う場合 上記アの(1) 及び(4) に該当すること
- ② ①以外の障害児に対しサービスを行う場合
- ア 主に未就学時に対しサービスを行う場合 上記①のアの(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当すること。
- イ ア以外の障害児に対しサービスを行う場合 事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。

就学の状況(前年度の実績)

①延べ利用人数	②うち未就学 児	②/①未就学児の割 合
人	人	%

※体制届により報告した内容を記載してください。

イ 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援の単位において、重症心身障害児にサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。

【こども家庭庁長官が定める施設基準】

≪参照≫ (平成24年厚生労働省告示第269号・2の2)

○事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。

いる いない

6 0 障害児通所 給付費 (続き)	(2) 放課後等デイサービス給付費 <u> 放 </u>	いるいない	告示別表 第3の1注1,注1の 2,注1の3
	イ 基本報酬の算定(時間区分3の場合) 就学時に対して、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に 適合するものとして市長に届け出た放課後等デイサービスの単 位において、サービスを行った場合に限り、就学児の医療的ケ ア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定して いますか。	いない	
	ウ 重症心身障害児に対しサービスを行う場合 就学時(重症心身障害児に限る。)に対し、授業終了後に、別 にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市 長に届け出た放課後等デイサービスの単位において、サービス を行った場合に限り、利用定員に応じ、1日につき所定単位数 を算定していますか。	いる いない 該当なし	
	【こども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第269号・8) ア 医療的ケア区分1から3に該当する障害児に対しサービスを行う場合 次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。 (1)事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。 (2)主として重症心身障害児を通わせる事業所に置くべき従業者及びその員数が基準を満たしていること。 (3)単位ごとに置くべき看護職員の員数が、おおむね次のaからcを合計した数以上であること。 a 医療的ケア区分3を算定する障害児の数 b 医療的ケア区分2を算定する障害児の数を2で除して得た数 c 医療的ケア区分1を算定する障害児の数を3で除して得た数 イ ア以外の障害児に対しサービスを行う場合上記アの(1)又は(2)の基準を満たしていること。 ウ 主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対しサービスを行う場合上記アの(2)の基準を満たしていること。		

60 障害児通所 給付費 (続き)	(3) 居宅訪問型児童発達支援給付費 居訪 <u>居宅訪問型児童発達支援</u> 事業所において、サービスを行った場 に、所定単位数を算定していますか。	いない	告示別表 第4の1注1
	(4)保育所等訪問支援給付費 保訪 保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、 所定単位数を算定していますか。	いない	告示別表 第5の1注1
	(5) サービス提供時間について 共通 サービスの提供時間が30分未満のものについては、個別支援 計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービスの提供時間を 短時間にする必要がある等の理由で30分未満のサービスの提供 が必要であると市が認めた場合に限り、所定単位数を算定してい ますか。	<u>いる</u> <u>いない</u> <u>該当なし</u>	告示別表 第1の1注2の6 第3の1注3 第4の1注2 第5の1注1の2
	(6) 時間区分ごとの取扱いについて 児発 放子 サービスを行った場合に、現に要した時間ではなく、個別支援 計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的 な時間に対応する時間区分で所定単位数を算定していますか。 <留意事項通知 第二の1(3)の2> ○ 現にサービスの提供に要した時間が個別支援計画におい て定めた時間より短い場合は、次により算定する。 (一)事業所の都合により支援が短縮されたときは、現にサービスの提供に要した時間 (二障害児や保護者の事情により支援が短縮されたときは、個別支援計画において定めた時間 ○ 個別支援計画に位置付けられたサービス提供時間が、現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと。	<u>いる</u> <u>いない</u> <u>該当なし</u>	告示別表 第1の1注2の5 第3の1注2の4
	(7) 定員超過利用減算 児発 放子 障害児の数が、次の①又は②のいずれかの定員超過利用に該当する場合、所定単位数にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて算定(減算)していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準及び割合】 ≪参照≫(平成 24 年厚生労働省告示第 271 号) 〇障害児の数の基準 ① 過去3月間の利用実績による減算の取扱い 過去3月間の阿害児の数の平均値が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該1月間について障害児全員分につき減算ア 利用定員11人以下 利用定員の数に3を加えた数を超える場合 イ 利用定員12人以上 利用定員の数に100分の125を乗じた数を超える場合 ② 1日当たりの利用実績による減算の取扱い 1日の障害児の数が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該1日について障害児全員につき減算ア 利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合 イ 利用定員50人以下 利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超える場合		

○単位数に乗しる割会 100分の70		
	1)2	告示別表
従業者の員数が、別に <u>こども家庭庁長官</u> が定める基準に該当する場合(配置すべき員数を下回っている場合)に、別に <u>こども家庭庁長官</u> が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を減算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準及び割合】	いない 該当なし	第1の1注3(1) 第3の1注4(1) 第4の1注3(1) 第5の1注2(3)
〇児童指導員又は保育士の員数を満たしていないこと。 100分の70(3月以上継続の場合は100分の50) 〇児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。		
		-
解消されるに至った月まで、障害児全員について減算 ア 1割を超えて欠如した場合 → その翌月から算定 イ 1割の範囲内で欠如した場合、常勤又は専従など従業者の員数 件を満たしていない場合		
イ 児童発達支援管理責任者欠如減算 共通		_
<留意事項通知 第二の1(6) > ①算定される単位数 ・減算が適用される月から5月未満 100分の70 ・減算の適用から5月目以降 100分の50 ②減算の具体的取扱い 人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った 害児全員について減算 → その翌々月から算定	∸月まで、障	
(9) 個別支援計画未作成減算 共通 サービスの提供に当たって、個別支援計画が作成されていない 場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定 単位数に乗じて算定(減算)していますか。 (一) 個別支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二) 個別支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50	いる いない 該当なし	告示別表 第1の1注3(2) 第3の1注4(2) 第4の1注3(2) 第5の1注2(1)
で、該当する障害児につき減算 (一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成さ いこと (二) 指定基準に規定する個別支援計画に係る一連の業務(計画作成・	れていな 保護者等	
	場合 (配置すべき員数を下回っている場合) に、別にことも家庭庁長宮が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を減算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準及び割合】 《参照》(平成 24 年厚生労働省告示第 271 号・1) 〇児童指導員又は保育士の員数を満たしていないこと。 100 分の 70 (3 月以上継続の場合は 100 分の 50) 〇児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。 100 分の 70 (5 月以上継続の場合は 100 分の 25) ア サービス提供職員欠如減算 「児発 放子 と	(8) 人員欠如減算 従業者の員数が、別に <u>こども家庭庁長官</u> が定める基準に該当する場合 (配置すべき員数を下回っている場合) に、別に <u>こども家庭庁長官</u> が定める割冶を所定単位数に乗じて得た数を減算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準及ひ割合] 《参照》 (平成 24 年厚生労働省告示第 271 号・1) 〇児童猪導員又は保育士の員数を満たしていないこと。100 分の 70 (3 月以上継続の場合は 100 分の 50) 〇児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。100 分の 70 (5 月以上継続の場合は 100 分の 25) ア サービス提供職員欠如減算

			,
60 障害児通所 給付費 (続き)	(10) 自己評価結果等未公表減算 児親 放デ 保財事業所において、提供するサービスの質の評価及び改善の内容(自己評価結果等)について、指定通所基準の規定に基づき公表したものとして市長に届け出ていない場合に、所定単位数の100分の85に相当する単位数を減算していますか。 →「27 サービスの取扱方針 (7)」参照 ※保育所等訪問支援は、令和7年4月1日から適用 (11) 支援プログラム未公表減算 児親 放デ 居財 児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援・大会を受けるとの関連性を明確にした児童発達支援プログラムを策定し、指定通所基準の規定に基づき公表したものとして市長に届け出ていない場合に、100分の85を所定単位数に乗じて得た数を算定していますか。	いる いない 該当なし <u>いない</u> 該当なし	告示別表 第1の1注3(3) 第3の1注4(3) 第5の1注2(4) 告示別表 第1の1注3(4) 第3の1注4(4) 第4の1注3(3)
	→「27 サービスの取扱方針 (8)」参照 ※令和7年4月1日から適用 (12) 同一日に複数支援した場合の減算 保訪 保育所等訪問支援事業所において、同一日に同一場所で複数の 障害児にサービスを提供した場合に、100分の93を所定単位 数に乗じて得た数を算定していますか。	<u>いる</u> <u>いない</u> <u>該当なし</u>	告示別表 第5の1注2(2)
	(13) 開所時間減算 児発 放子 営業時間が、別にことも家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定していますか。 ※放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所以外)の場合は、休業日にサービスを行う場合に限る。 【こども家庭庁長官が定める基準及び割合】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第271号・1) ①営業時間が4時間以上6時間未満の場合(放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く)100分の85 ②営業時間が4時間未満の場合(放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く)100分の70	いる いない 該当なし	告示別表 第1の1注4 第3の1注5
	<留意事項通知 第二の2(1)①(六)、③(四)> ○「営業時間」には送迎のみを実施する時間は含まれないもの ○ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、6 時間以上開所しているが障害児の事情等によりサービス提供時間 が6時間未満となった場合は減算の対象とならない		
	(14) 身体拘束廃止未実施減算 共通 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない 場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数 を減算していますか。 (留意事項通知 第二の1(9)③)	いる いない 該当なし	告示別表 第1の1注5 第3の1注6 第4の1注5 第5の1注4
	○ 当該減算については、次の①~④までに掲げる場合のいずれかに		

60 障害付続き)	該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。 ①身体拘束等に係る記録が行われていない場合 (身体拘束等が行われていない場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。) ②身体拘束適正化検討員会を定期的に開催(1年に1回以上)していない場合 ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合 ④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施(1年に1回以上)していない場合 (15) 虐待防止措置未実施減算 共通	<u>いる</u> <u>いない</u> <u>該当なし</u>	告示別表 第1の1注5の2 第3の1注6の2 第4の1注6 第5の1注5
	(16) 業務継続計画未策定減算 業務継続計画を作成していない場合に、所定単位数の100分の 1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 <留意事項通知 第二の1(12)③> 〇 当該減算については、指定通所基準等の規定基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じていない場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数から減算することとする。 <留意事項通知 第二の1(12)④> 〇 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、当該減算を適用しない。 ○ 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しない。	<u>いる</u> <u>いない</u> <u>該当なし</u>	告示別表 第1の1注6 第3の1注6の3 第4の1注7 第5の1注6

60 障害児通所	(17) 情報公表未報告減算 共通 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に	<u>いる</u> いない	<u>告示別表</u> 第1の1注6の2 第3の1注6の4
合付費 (続き)	係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当 する単位数を所定単位数から減算していますか。	<u>該当なし</u>	<u>第4の1注8</u> 第5の1注7
	<留意事項通知 第二の1(11)③> ○ 当該減算については、児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について、所定単位数から減算することとする。		
	(18) 中核機能強化事業所加算	いる いない こ	<u>告示別表</u> 第1の1注7の2 第3の1注6の5
	市長に届け出た事業所(児童発達支援センターを除く)が、サービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、 利用定員に応じ、1日につき定められた単位数を所定単位数に加	<u>該当なし</u>	<u></u>
	<u>算していますか。</u>		
	【こども家庭庁長官が定める基準】 ≪参照≫(平 24 年厚生労働省告示第 269 号・1 の 2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	①次に掲げる基準に従い、サービスが行われていること。 (一) 事業所(児童発達支援センターを除く。)の所在する市町村により、中核的な役割を果たす事業所として位置づけられてい		
	ること。		
	(三) 専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保するとともに、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携、インクルージョンの推進、地域の多様な障害児及び家族に対する早期の相談をかめての他の障害児に対する地域における中核的な役割にある。		
	割を果たす機能を有すること。 四 地域の障害児に対する支援体制の状況及び二及び三に規定する体制の確保に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること。		
	(五) おおむね1年に1回以上、自己評価の項目について、外部の 者による評価を受けていること。		
	②児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、主として①の二及び三に規定する体制の確保等に関する取組を実施する者として、中核機能強化職員として常勤かつ専任で1以上配置していること。		
	<留意事項通知 第二の2(1)③、第二の2(3)①の2>		
	○ 体制の確保等を行う中核機能強化職員として、基準上必要とされ る員数に加え、専門人材を常勤専任で1以上配置し、基準に定める 取組を行っていること。		
	○ 中核機能強化職員として配置する専門人材は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、保育士、児童指導員又は心理担当 ○ 中核機能強化職員として配置する専門人材は、理学療法士、作業 ・ 原表は、 京芸・ できません。 できません アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		

職員であって、資格取得後、障害児通所支援、障害児入所支援又は、障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上のも

○ 中核機能強化職員については、支援を提供する時間帯は事業所で 支援に当たることを基本としつつ、支援の質を端プする体制を確保 した上で、地域支援に当たることができること。ただし、保育所等

訪問支援の訪問支援員との兼務はできないこと。

のとすること。

61 児童指導員 等加配加算

児発

放デ

常時見守りが必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、給付費の算定に必要となる従業者の員数(専門的支援体制加算を算定している場合は、専門的支援体制加算の算定に必要となる員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくはこども家庭庁長官が別に定める基準に適合する者(児童指導員等)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。

【こども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員】

≪参照≫(平24厚労告270・1の3)

次のいずれかに該当する者

- ①心理担当職員
- ②国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者。
- (3) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者

<留意事項通知 第二の2(1)④、第二の2(3)①の2>

- 児童指導員等を加配している場合については、当該児童指導員等の児童福祉事業に従事した経験年数(5年以上、5年未満)、配置 形態(常勤専従、それ以外)、利用定員の区分に応じ算定すること
- 児童指導員等とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者をいう。
- 児童福祉事業に従事した経験年数については、幼稚園、特別支援 学校、特別支援学級、通級による指導の教育に従事した経験も含ま れる。また、経験年数は、資格取得又はその職種として配置された 以後の経験に限らないものとであること。
- その他の従業者を加配している場合については、利用定員の区分 に応じ算定すること。
- 配置形態については、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、1名以上を常勤換算により配置していること。
- 多機能型事業所によって行われる児童発達支援と放課後等デイサービスにおいて、例えば児童発達支援の保育士と放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。
- 児童指導員等とその他の従業者といった異なる職種の配置により 常勤換算で1名以上とすることも可能とする。
- 算定する報酬区分が異なる場合は、低い報酬区分を算定する。 ・児童指導員とその他の従業者により常勤換算で1名以上とする場合
 - →その他の従業者の報酬を算定
- 算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、 サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援に当たることを基本 とする。

いる いない

該当なし

告示別表 第1の1注8 第3の1注7

第1の1注の第3の1注7

6.0	10坐走上 /	1.7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
62 専門的支援 体制加算 児発 放デ	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員(理学療法士等)による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、障害児通所給付費の算定に必要となる従業者の員数(児童指導員等加配加算を算定している場合は、児童指導員等加配加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、理学療法士等を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所においてサービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員】 《参照》(平24厚労告270・1の4) 次のいずれかに該当する者 ①心理担当職員	いる いない 該当なし	報酬告示 第1の1注9 第3の1注8
	②国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科の教科を履修したもの又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者。 〈留意事項通知 第二の2(1)④の2、第二の2(3)③〉 ○ 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、児童指導員(児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。)、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員を言う。 ・保育士及び児童指導員としての経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要なる点に留意すること。 ・児童福祉事業に従事した経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれない点に留意すること。 ○ 多機能型事業所によって行われる児童発達支援と放課後等デイサービスの場合において、例えば児童発達支援の保育士と放課後等ディサービスの場合において、例えば児童発達支援の保育士と放課後等ディサービスの明音士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算要件を満たすこととなる。 ○ 個別支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこととする。		
63 看護職員加配加算 児発 放デ	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして、市長に届け出た主として重症心身障害児を通わせる事業所において、サービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。 ※加算(I)・(II)の両方は算定できません。 ※主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては加算できません。 【こども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第269号・3) イ 看護職員加配加算(I) 次の(1)及び(2)のいずれにも適合すること。 (1)主に重度心身障害児を通わせる事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、	(I) (I) いない 該当なし	告示別表 第1の1注10 第3の1注9

福護職員を1以上配置 (禁助験項による配置)し、かつ、スコア表の項目の側に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症の身障害児のそれぞれのスコアを含重した点数が40点以上であること。 (2)スコア素の項目の側に関定するいずれめの医療行為を必要とする状態である重症の身障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。 (1)主に重度の身障害児を通りするいずれいの医療行為を必要とする状態である重症の身障害児とあり加え、看護職員と以上配置 (策動験項による配置)し、かつ、スコア素の項目の側に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症の身障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。 (2)スコア素の項目の側に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症の身障害児と対してサービスを提供することができる旨を公表していること。 (3)エコア素の項目の側に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症の身障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。 (1) 訪問支援員特別加算 歴話 (1) がおいる 医療行為を必要とする状態である重症の身障害別に対してサービスを行うた場合に当該基準に掲げる区分に従い、1日につき定められた単位数を所定単一に対していますが、1日につき定められた単位数を所定単一に対していまずらに対しています。1日につき定められた単位数を所定単一に対しています。1日につき定められた単位数を不同によりを表準に促出していままれた単位数とが関係と同じ、はに対する事態を発生の性に対して対しまが表が表が表が、1世末が必要をでした。1、1世末が必要が変更をでは対した。1日に対していま型された日は、原理・アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリンには、アルリン				
語問支援員特別加算 居訪問型児童発達支援事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、当該基準に適合する者がサービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》(平成24年厚生労働省合示第270号・10の2の2) イ 訪問支援員特別加算(I) 障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者(特定従業者等)であって、(I)、(2)に掲げる期間が通算して10年以上である者(1)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 ②児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 ②児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児に対する直接支援の業務・相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 □ 訪問支援員特別加算(II) 特定従業者であって、イの(I)又は(2)に掲げる期間が通算して5年以上 <留意事項通知 第二の2(4)②の2> ○ 加算の算定に当たって、(I)又は(2)に規定する期間が重複する場合は、重複する期間を除いた期間を基準とすること。 ○ 当該職員が実際にサービスを実施するにあたり、提供に要する時	看護職員加 配加算	を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上であること。 (2)スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。 「看護職員加配加算(II) 次の(1)及び(2)のいずれにも適合すること。 (1)主に重度心身障害児を通わせる事業所であって、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、看護職員2以上配置(常勤換算による配置)し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が72点以上であること。 (2)スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児に対してサービスを		
	訪問支援員特別加算居訪	居宅訪問型児童発達支援事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、当該基準に適合する者がサービスを行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の2) イ 訪問支援員特別加算(I) 障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従業者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者(特定従業者等)であって、(1)、(2)に掲げる期間が通算して10年以上である者(1)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務をの他これらに準ずる業務に従事した期間 (2)児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員として配置された日以降、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間 ロ 訪問支援員特別加算(II) 特定従業者であって、イの(1)又は(2)に掲げる期間が通算して5年以上 <留意事項通知 第二の2(4)②の2> ○ 加算の算定に当たって、(1)又は(2)に規定する期間が重複する場合は、重複する期間を除いた期間を基準とすること。 ○ 当該職員が実際にサービスを実施するにあたり、提供に要する時	(Ⅱ) いない	· ·

6 4	(2)訪問支援員特別加算 保訪	(I)	告示別表
訪問支援員	<u>保育所等訪問支援</u> 事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める基準	(Ⅱ)	第5の1の2
特別加算	に適合する者を1以上配置しているものとして市長に届け出た事	いない	
(続き)	業所において、当該基準に適合する者がサービスを行った場合に、	該当なし	
(1)1127	当該基準に掲げる区分に従い、1日につき定められた単位数を所定		
	単位数に加算していますか。		
	【こども家庭庁長官が定める施設基準】		
	《参照》 (平成 24 年厚生労働省告示第 270 号・10 の 6)		
	イ 訪問支援員特別加算(I)		
	特定従業者であって、(1)、(2)又は(3)に規定する期間が通算して1		
	0年((3)に規定する期間にあっては5年)以上である者		
	(1)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の		
	資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業		
	務その他これらに準ずる業務に従事した期間		
	(2) 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、		
	心理担当職員、障害児相談支援専門員として配置された日以		
	降、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これないに進ずる業務に従来した。世界		
	れらに準ずる業務に従事した期間		
	(3)理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職 員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、		
	サービス管理責任者、心理担当職員、障害児相談支援専門員と		
	して配置された日以降、保育所等訪問支援等の業務に従事した		
	期間		
	□ 訪問支援員特別加算(Ⅱ)		
	特定従業者であって、イの(1)、(2)又は(3)に規定する期間が通算し		
	て5年(イの(3)に規定する期間にあっては3年)以上である者		
	<留意事項通知 第二の2(5)②>		
	○ 加算の算定に当たって、(1) 又は(2) に規定する期間が重複する場合は、重複する期間を除いた期間を基準とすること。		
	○ (3)の期間は、(1)又は(2)の期間に含めることが可能である。		
	〇 当該職員が実際にサービスを実施するにあたり、提供に要する時		
	間を通じて滞在した場合に算定すること。		
6 5	保育所等訪問支援事業所において、新規に個別支援計画を作成した	いる	告示別表
初回加算	障害児に対して、当該事業所の訪問支援員が初めて又は初回のサービ	いない	第5の1の <u>3</u>
保訪	スを行った日の属する月にサービスを行った際に児童発達支援管理	該当なし	
	責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算しています		
	か。		
	<留意事項通知 第二の2(5)③>		
	〇 過去6月間に、当該事業所を利用したことがない場合に限り算定		
	できる。		
	〇 児童発達支援管理責任者が同行した場合については、 <u>同行訪問し</u>		
	た旨を記録するものとする。この場合において、当該児童発達支援		
	管理責任者は、サービスの提供に要する時間を通じて滞在すること は必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で		
	現場を離れた場合であっても、算定は可能である。		
	○ 初回加算を算定する月に、児童発達支援管理責任者の動向による 多際種連携支援加算の算字はできない。この場合では、他の複数際		
	多職種連携支援加算の算定はできない。この場合でも、他の複数職 種による多職種連携加算の算定は可能である。		
	The condition of the co		
		<u> </u>	<u>l </u>

			<u>, </u>
66	(1)家族支援加算 児発 放デ	いる	告示別表
<u>家族支援</u> 加算	指定基準の規定により事業所に置くべき従業者が、個別支援計画 に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及	いない 該当なし	第1の2 第3の2
	びその家族等に対する相談援助を行った場合に1日に1回及び1		
児発	月につき4回を限度として、加算(Ⅰ)又は加算(Ⅱ)に掲げる場		
放デ	合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算していますか。		
居訪	※多機能型事業所の場合は、各サービスに係る家族支援加算の算		
保訪	定回数は通算するものとし、その合計回数は月4回を限度とす		
	る。 <留意事項通知 第二の2(1)⑤、2(3)⑥>		
	○ サービスを提供した日以外の日に相談援助を行った場合において		
	も算定できること。また、当該障害児にサービスを提供しない月に		
	おいては算定することはできないこと。		
	○ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。 ○ 加算(I)は、個別支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助		
	を行った場合に算定するものであり、家族等からの電話に対応する		
	場合などは対象とならないことに留意すること。		
	○ 加算(II)において相談援助を行う対象者は、2人から8人まで を1組として行うものとする。		
	●次のうち該当するものに☑を入れてください。		
	□ 家族支援加算(Ⅰ)(個別の相談援助)		
	・相談援助の方法		
	(1)障害児の家族等の居宅を訪問し相談援助を行った場合		
	(2)事業所において対面により相談援助を行った場合		
	(3)テレビ電話装置等を活用して相談援助を行った場合		
	□ 家族支援加算(Ⅱ) (グループの相談援助)		
	・相談援助の方法		
	(1)対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談援助を行		
	った場合		
	(2)テレビ電話装置等を活用して他の障害児及びその家族等と合わ		
	せて相談・援助を行った場合	_	
	(2) 家族支援加算 居放 保放	いる	告示別表
	指定基準の規定により事業所に置くべき従業者が、個別支援計画	いない	<u>第4の1の3</u> 第5の1の4
	に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及	該当なし 	
	びその家族等に対する相談援助を行った場合に、		
	・家族支援加算(I)については、		
	1日につき1回及び1月につき2回限度		
	・家族支援加算(Ⅱ)については、		
	1日につき1回及び1月につき4回を限度		
	として、それぞれに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位		
	数を加算していますか。		
	※多機能型事業所の場合は、各サービスに係る家族支援加算の算		
	定回数は通算するものとし、その合計回数は月4回(加算(I)		
	の算定については月2回)を限度とする。		
	<留意事項通知 第二の2(4)(2)の3、2(5)(4)>		
	○ 加算(I)の算定に当たっては、訪問日以外の日に相談援助を行		
	った場合に限って算定すること。また、当該障害児にサービスを提供しない月においては算定することはできないこと。		
	○ 加算(I)は、個別支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助		

66 を行った場合に算定するものであり、家族等からの電話に対応する 家族支援 場合などは対象とならないことに留意すること 加算 ○ 加算(Ⅱ)において相談援助を行う対象者は、2人から8人まで を1組として行うものとする。 (続き) ○ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。 ○ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の 要点に関する記録を行うこと ○ 家族支援加算(I)と(II)は同一の日に実施した場合であって も、それぞれ算定できること。 ●次のうち該当するものに☑を入れてください。 □ 家族支援加算(I) (個別の相談援助) 相談援助の方法 (1) 障害児の家族等の居宅を訪問し相談援助を行った場合 (2)事業所において対面により相談援助を行った場合 (3)テレビ電話装置等を活用して相談援助を行った場合 □ 家族支援加算(Ⅱ) (グループの相談援助) 相談援助の方法 (1)対面により他の障害児及びその家族等と合わせて相談 援助を 行った場合 (2)テレビ電話装置等を活用して他の障害児及びその家族等と合わ せて相談 援助を行った場合 あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、サービスの提供に いる 告示別表 67 第1の2の2 いない 子育てサポ あわせて、障害児の家族等に対して、事業所の従業者がサービスを 第3の2の2 行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児 該当なし 一ト加算 の特性や、その特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を 児発 促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこども への関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1 放デ <u>月につき4回を限度として、所定単位数を加算していますか。</u> <留意事項通知 第二の2(1)⑥、第2(3)⑦> ○ あらかじめ保護者の同意を得た上で、従業者が個別支援計画に位 置付けて計画的に実施すること。 ○ サービスを提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観 察や参加等をしていること。ただし、家族等が直接支援場面に同席 することが難しい場合には、マジックミラ一越しやモニターによる 視聴により、支援場面を観察しながら、障害児に支援を提供する従 業者とは異なる従業者が相談援助等を行っても差し支えないものと する。 ○ 支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供する際に、 支援を行う従業者による一方的な説明や指示、家族等へ障害児に対 して行った支援内容を報告するのみではなく、障害児及び家族等の 状態を踏まえて、個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相 談対応を行うなど、個々の障害児及び家族等にあわせて丁寧に支援 を行うこと。 ○ 複数の障害児及び家族等に対して合わせて支援をおこなう場合に は、従業者1人が併せて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基 本とすること。 ○ 支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行 った場合には、障害児及び家族等ごとに、当該機会の提供及び相談 援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること ○ 家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポ 一ト加算を算定する時間帯に行う相談援助については、 家族支援加 算は算定できない。

68 通所施設 移行支援 加算 居謝	事業所に置くべき従業者が、サービスを利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定障害福祉サービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(4)③〉 〇 サービスを利用する障害児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものであること。 〇 本加算の対象となるサービスを行った場合は、サービスを行った日及びサービスの内容の要点に関する <u>記録を行う</u> こと。	いる いない 該当なし	告示別表 第4の2
69利用者負担上限管理加算	保護者から依頼を受け、指定基準の規定により、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(1)⑧〉 〇 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担額合計額の管理を行う事業所以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所が保護者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 〇 負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。	いる いない 該当なし	告示別表 第1の4 第3の3 第4の3 第5の2
70福祉専門職員配置等加算原発	指定基準の規定により置くべき児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、一定の条件に該当するものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 □ 福祉専門職員配置等加算(I) 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるもの □ 福祉専門職員配置等加算(II) 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるもの □ 福祉専門職員配置等加算(II) 次のいずれかに該当するもの (1) 児童指導員又は保育士として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているもの割合が100分の75以上 (2) 児童指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているもの割合が100分の30以上	(I) (Ⅱ) (Ⅲ) いない 該当なし	告示別表 第1の5 第3の4

71 欠席時対応加算 原発 対	サービスを利用する障害児が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等により利用を中止した場合において、従業者が、障害児又は家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定していますか。 〈留意事項通知 第二の2(1)⑪、第二の2(3)⑩〉 〇 急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。 〇 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続きサービスの利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 〇 主に重症心身障害児に対してサービスを行う事業所において、1月につきサービスを利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能とする。 「欠席」の記録のみでは算定できません。利用者名・連絡受付日・中止日・中止理由に加え、相談援助として行った内容を記録してください。(内容を記載できる様式を作成し、専用のファイル等で残しておくことをお勧めしています。) ※ 利用児童の体調不良等により結果として短時間となった場合の欠席時対応加算Ⅱは廃止されました。	いない。該当なし	告示 第1の7 第3の5
7 2 <u>專門的支援</u> <u>実施加算</u> 原発 放式	理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして、市長に届け出た事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行った場合に、個別支援計画に位置付けられたサービスに日数に応じ1月に4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算していますか。ただし、個別支援計画未作成減算を算定しているときは、算定できません。 【こども家庭庁長官が定める基準】(平24厚労告270・1の6)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。イ加算対象児に係る個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、その有する専門性に基づく評価及び計画に則った支援であって心身の健康等に関する領域のうち特定または複数の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。 「専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。 「専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。 「加算対象児ごとの支援記録を作成すること。 〈留意事項通知第二の2(1)⑫〉 「理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士(保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る)、心理担当職員、規覚障害児支援担当職員をいう。 (保育士及び児童指導員の経験を対については、保育士又は児童指導員の経験を対については、保育士又は児童指導員の経験を対については、保育士又は児童指導員の経験を対については、保育士又は児童指導員の経験を対については、保育士又は児童指導員の経験を対については、保育士又は児童指導員の経験を対いでいては、保育士又は児童指導員の経験が必要となる点に留意す	いない。該当なし	告示別表 第1の8 第3の6

		,	
7 2 <u>専門的支援</u> <u>実施加算</u> (続き)	また、配置は、単なる配置で差し支えないものであり、基準上配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能であること。		
7 3	異なる専門性を有する2人以上の訪問支援員を配置しているも	いる	告示別表
多職種連携 支援加算 居訪	のとして市長に届け出た事業所において、あらかじめ通所給付決 定保護者の同意を得て、異なる専門性を有する2以上の訪問支援 員によりサービスを行った場合に、1月に1回を限度として所定 単位数を加算していますか。	いない 該当なし	<u>第4の1の4</u> <u>第5の1の5</u>
保訪	<留意事項通知 第二の2(4)②の4、第二の2(5)④の2>		
	 ○ 2以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行った場合に月1回を限度に算定するものであること。 ○ 1以上の訪問支援員は、訪問支援員特別加算(I)又は(II)を算定できる業務従事歴を有するものであること。 ○ 複数人の訪問支援員は、異なる専門性を有すること。具体的には、以下のうち、それぞれ異なるいずれかの資格・経験を有する訪問支援員であること。 ①保育士又は児童指導員 ②理学療法士 ③作業療法士 ④言語聴覚士 ⑤看護職員 ⑥児童発達支援管理責任者若しくはサービス管理責任者又は障害児(者)相談支援専門員 ⑦心理担当職員」 ○ あらかじめ障害児のアセスメントに基づき、多職種連携の複数人による訪問支援の必要性と支援内容を個別支援計画に明記するとともに、通所給付決定保護者の同意を得ること。 ○ 支援にあたる複数人の訪問支援員は、サービス提供に要する時間を通じて滞在し、連携して支援を行うこと。 		
74 <u>ケアニーズ</u> 対応加算 保訪	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者を1以上配置しているものとして市長に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童、精神に重度の障害がある児童又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】(平24厚労告270・10の7) 訪問支援特別加算の対象となる職員	いる いない 該当なし	<u>告示別表</u> 第5の1の6

7 4 <u>ケアニーズ</u> <u>対応加算</u> (続き)

<留意事項通知 第二の2(5)④の3>

- 対象となる児童は以下のとおり。
 - ア 重症心身障害児
 - イ 身体に重度の障害がある児童(1級・2級の身体障害者手帳の 交付を受けている障害児)
 - ウ 重度の知的障害がある児童 (療育手帳を交付されており、最重 度又は重度であると判定されている障害児)
 - エ 精神に重度の障害がある児童(1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児)
 - オ 医療的ケア児
- 訪問支援員特別加算の対象となる職員がサービスを直接実施しなくても算定が可能であるが、この場合にあっては、当該職員が対象児童への支援内容について、事前の確認や事後のフォローを行うなど、支援についてサポートを行うこと。

7 5 強度行動 障害児支援 加算

児発

放デ

(1) - 1 強度行動障害児支援加算 児発

別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行うものとして市長に届け出た児童発達支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。

※重症心身障害児にサービスを行う場合は加算しない。

いる いない 該当なし 告示別表 第1の8の2 第3の6の2 <u>第4の1の5</u> 第3の1の7

居訪

保訪

【こども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童】

≪参照≫ (平成24年厚生労働省告示第270号・一の七)

次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等を当てはめて算出した点数の合計が20点以上であると市が認めた障害児

行動障害の内容	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以 上	1日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以 上	1日に頻回
激しい器物損壊	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の 食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎日
排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎食
著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1 日中	絶えず
沈静化が困難なパニック	_	_	あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為	_	_	あり

【こども家庭庁長官が定める基準】

≪参照≫(平成 24 年厚生労働省告示第 270 号・1 の 8)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 実践研修修了者(強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者)を1以上配置し、当該者が支援計画シート等を作成すること。
- ロ イに規定する支援計画シート等に基づいたサービスを行うこと。

<留意事項通知 第二の2(1)2の2>

支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用 紙を指す。

(一) 支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。

75 強度行動 障害児支援 加算 (続き)	(二) 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。情報交換を行った場合は、出席者、実施日時、内容の要旨、支援計画シート等に反映させるべき内容を記録すること。 (三) 支援計画シート等に基づくサービスを行うに当たっては、強度行動障害支援者養成研修の知見を踏まえて、実践研修修了者以外の他の従業者が支援計画シート等に基づく支援を行った場合においても算定することが可能であること。ただし、次に掲げる取組を行うこと。 ・サービスを行う従業者は、基礎研修修了者又は実践研修修了者に対して、支援計画シート等に基づく日々の支援内容について確認した上で支援を行うこと。 ・実践研修修了者は、2回のサービスの利用ごとに1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。 (四) 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見直しを行うこと。 (共) 集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。		
	(1) -2 強度行動障害児支援加算 放デ 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行うものとして市長に届け出た放課後等デイサービス事業所において、サービスを行った場合に、当該基準に定める区分に従い、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・8の2)第一号の七(児童発達支援の基準)の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害がみられる頻度等を当てはめて算出した点数の合計が それぞれ次に掲げる点数以上であると市が認めた就学児・強度行動障害児支援加算(I)を算定する場合 20点以上・強度行動障害児支援加算(II)を算定する場合 30点以上	(I) (II) いない 該当なし	告示別表第3の6の2
	【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・81の3) イ 強度行動障害児支援加算(I) 第一号の八(児童発達支援)の規定を準用する。 □ 強度行動障害児支援加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 中核的支援人材養成研修修了者(中核的支援人材養成研修の課程を修了し当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者)を1以上配置し、中核的支援人材養成研修修了者又は中核的支援人材養成研修修了者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が支援計画シート等を作成すること。 (2) (1)に規定する支援計画シート等に基づいたサービスを行うこ		

	<留意事項通知 第二の2(3)⑫>		
	〇 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記		
	録用紙を指す。		
	〇 実践研修修了者は3月に1回程度の頻度で支援計画シート等の見		
	直しを行うこと。		
	○ 集中的支援加算を算定する期間においても算定可能であること。		
	<留意事項通知 第二の2(3)⑫>		
	(-) 強度行動障害児支援加算 (I) について		
	ア 支援計画シート等については、実践研修修了者が作成するこ		
	と。 →イ及びウについては、「児童発達支援の留意事項□及び□」を参照		
	(二) 強度行動障害児支援加算(Ⅱ)について		
	ア 支援計画シート等については、実践研修修了者が、中核的人材		
	研修修了者の助言に基づいて作成すること。		
	イ 児童発達支援の留意事項二を参照		
	ウ 児童発達支援の留意事項三に加え、中核的人材研修修了者が、		
	週に1日以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察		
	し、支援計画シート等の見直しについて助言を行うこと。		
L	(1) -3 強度行動障害児支援加算 居宅 保訪	いる	告示別表
	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を	いない	第4の1の5
7	有する就学児に対し、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合す	該当なし	第5の1の7
	るサービスを行うものとして市長に届け出た居宅訪問型児童発達支		
	るサービスを行うものとして市長に届け出た居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、		
ŧ			
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、 1日につき所定単位数を加算していますか。		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、 1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、 1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、 1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3)		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、 1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4〉		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、 1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4〉 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4〉 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、 1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4〉 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用 紙を指す。 (一)支援計画シート等については、実践研修修了者が作成するこ		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4〉 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。 (一) 支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4〉 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。 (一)支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。 (二) 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合にお		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4〉 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。 (一)支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。 (二) 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4〉 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。 (一) 支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。 (二) 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)(②の5、第二の2(5)(④の4> 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。 (一) 支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。 (二) 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。 (三) 実践研修修了者又は基礎研修修了者が支援計画シート等に基づくサービスを行うこと。 (四) 実践研修修了者は1月に1回以上の頻度で当該加算の対象とな		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4〉 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。 (一)支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。 (二)当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。 (三)実践研修修了者又は基礎研修修了者が支援計画シート等に基づくサービスを行うこと。 (四)実践研修修了者は1月に1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行わ		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)(2)の5、第二の2(5)(4)の4〉 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。 (一) 支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。 (二) 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。 (三) 実践研修修了者又は基礎研修修了者が支援計画シート等に基づくサービスを行うこと。 (四) 実践研修修了者は1月に1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。当該確認にあたっては、実践研修		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3) 第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4> 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。 (一)支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。 (二) 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。 (三) 実践研修修了者又は基礎研修修了者が支援計画シート等に基づくサービスを行うこと。 (四) 実践研修修了者は1月に1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。当該確認にあたっては、実践研修修了者が単独又は基礎研修修了者に同行して、居宅等を訪問し行		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3)第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4> 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。 (一)支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。 (二) 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。 (三) 実践研修修了者又は基礎研修修了者が支援計画シート等に基づくサービスを行うこと。 (四) 実践研修修了者は1月に1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。当該確認にあたっては、実践研修修了者が単独又は基礎研修修了者に同行して、居宅等を訪問し行うことが望ましいが、オンラインを活用して確認する方法や基礎		
ŧ	展、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3)第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4〉 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。 (一)支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。 (二) 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。 (三) 実践研修修了者又は基礎研修修了者が支援計画シート等に基づくサービスを行うこと。 (四) 実践研修修了者は1月に1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。当該確認にあたっては、実践研修修了者が単独又は基礎研修修了者に同行して、居宅等を訪問し行うことが望ましいが、オンラインを活用して確認する方法や基礎研修修了者が行った支援の記録をする方法としても差し支えな		
ŧ	援、保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第270号・10の2の3)第一号の七(児童発達支援の基準)の規定を準用する 〈留意事項通知 第二の2(4)②の5、第二の2(5)④の4> 支援計画シート等は、「支援計画シート」及び「支援手順書兼記録用紙を指す。 (一)支援計画シート等については、実践研修修了者が作成すること。 (二) 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合においては、支援計画シート等や環境調整の内容等について情報交換を行うよう努めること。 (三) 実践研修修了者又は基礎研修修了者が支援計画シート等に基づくサービスを行うこと。 (四) 実践研修修了者は1月に1回以上の頻度で当該加算の対象となる児童の様子を観察し、支援計画シート等に基づいて支援が行われていることを確認すること。当該確認にあたっては、実践研修修了者が単独又は基礎研修修了者に同行して、居宅等を訪問し行うことが望ましいが、オンラインを活用して確認する方法や基礎		

(2) 初期段階における手厚い支援 胚子 原金発達支援、放課後等デイサービス事業所においては、当該 加算の第定を開始した目から起草してり。日以内の期間については、更に500単位を所定単位数に加算していますか。				
#中的支援 上高度な専門性を有すると市長が認めた者であって、地域において 当該児童に係る支援を行うもの(以下「広域的支援人材」という。を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に 訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、 広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったとき、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位を 加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害】 (平 24厚生労働省告示第 270号・一の九、八の三の二) 第一号の七(強度行動障害支援加算)の規定を準用する。 〈留意事項通知 第二の2(1)位の3、第二の2(3)位の2> ○ 広域的支援人材の認定及び加算取得の手続き等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続き等について」を参照すること。 ○ 加算の剪定は、対象となる児童に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。 ○ 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 ア 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び事業所のアセスメントを行うこと イ 広域的支援人材と事業所の従業者が共同して、当該児童の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画(集中的支援実施計画)を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと ウ 事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画及び支援計画シート等に	強度行動 障害児支援 加算	児童発達支援、放課後等デイサービス事業所においては、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、更に500単位を所定単位数に加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(1)①の②(五)、第二の2(3)①(四)> 〇 強度行動障害を有する障害児が、通所の初期段階において、当該児童にたいして標準的な支援を行うための手厚い支援を要することを評価したものであり、当該期間中における対象となる障害児に応じた環境調整や支援計画シート等に基づく支援を適切に行	いない	第1の8の2注
ついては、強度行動障害児支援加算を算定している場合に限る。)に基づき支援を実施すること エ 事業所が、広域的支援人材の訪問(オンライン等の活用を含む。)を受け、当該児童への支援が行われる日及び随時に、広域的支援人材から、当該児童の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること オ 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合にあっては、当該障害児通所支援事業所と連携すること カ 当該児童へ障害児相談支援を行う障害児相談支援事業所と緊密に連携すること ○ 当該児童の状況及び支援内容について記録を行うこと。 ○ 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること。	集中的支援加算	有する児童の状態が悪化した場合において、当該児童への支援に関し高度な専門性を有すると市長が認めた者であって、地域において当該児童に係る支援を行うもの(以下「広域的支援人材」という。) を指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該児童に対し集中的に支援を行ったとき、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位を加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害】(平24厚生労働省告示第270号・一の九、ハの三の二)第一号の七(強度行動障害支援加算)の規定を準用する。 〈留意事項通知 第二の2(1)⑫の3、第二の2(3)⑫の2⟩ ○ 広域的支援人材の認定及び加算取得の手続き等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続き等について」を参照すること。 ○ 加算の算定は、対象となる児童に支援を行う時間帯に、広域的支援人材の訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。 ○ 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。 ア 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び事業所のアセスメントを行うこと イ 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び事業所のアセスメントを行うこと イ 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び事業所のアセスメントを行うこと イ 広域的支援人材が、加算の対象となる児童及び事業所のアセスメントを行うこと ・ 事業所の従業者が、広域的支援人材の助計画(集中的支援実施計画)を作成すること。なお、集中的支援実施計画については、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと ウ 事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画をりて実施計画シート等については、強度行動障害児支援加算を算定している場合に限る。)に基づき支援を実施すること エ 事業所が、広域的支援人材の助問(オンライン等の活用を含む。)を受け、当該児童への支援人材の助問(オンライン等の活用を含む。)を受けること オ 当該児童が他の障害児通所支援事業所を利用している場合にあっては、当該建雪に連携すること カ 当該児童へ障害児相談支援を行う障害児相談支援事業所と緊密に連携すること ● 3 は別量の状況及び支援内容について記録を行うにと、発者に説明	いない	<u>第1の8の3</u>

77	(1)人工内耳装用児支援加算 児発	<u>いる</u>	告示別表
人工内耳装	言語聴覚士を1以上配置しているものとして市長に届け出た児	いない	第1の8の4
用児支援加	<u>童発達支援事業所等において、人工内耳装用児に対して、別にこ</u>	<u>該当なし</u>	
<u>算</u>	<u>ども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行った場合</u>		
l land	に、1日につき所定単位数を加算していますか。		
児発	【こども家庭庁長官が定める基準】		
放デ	≪参照≫(平成24年厚生労働省告示第270号・1の11)		
	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	イ 言語聴覚士が人工内耳装用児の状態及び個別に配慮すべき事項		
	マでに渡し、これのの事項を個別文版に回に位置的けたエピッー		
	ロースとロックロと。 ロー人工内耳装用児の主治医又は眼科医若しくは耳鼻咽喉科の診療		
	を行う医療機関との連携を確保した上でサービスを行うこと。		
	ハ 関係機関に対して、人工内耳装用児に関する理解及び支援を促		
	進する取組を計画的に実施していること。		
	(2)人工内耳装用児支援加算 放デ	いる	告示別表
	言語聴覚士を1以上配置しているものとして市長に届け出た放	いない	第3の6の4
	課後等デイサービス事業所において、人工内耳装用児に対して、	該当なし	
	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行った		
	場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。		
	こども家庭庁長官が定める基準】		
	≪参照≫(平成24年厚生労働省告示第270号・8の3の3)		
	第一号の十一(児童発達支援)の規定を準用する。		
7.8	- 視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者を1以上配置	いる	告示別表
視覚・聴	しているものとして市長に届け出た事業所において、視覚障害児等	いない	第1の8の5
党・言語機	に対して、指定児童発達支援等を行った場合に、1日につき所定単	<u></u> 該当なし	<u>第3の6の5</u>
能障害児支			
援加算	<留意事項通知 第二の2(1)①の5、第二の2(3)②の4>		
	(一)「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児」と		
児発	は、次のアからウまでのいずれかに該当する児童(視覚障害児等)		
放デ	であること。		
[JJX 7]	ア 視覚障害に関して1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受け		
	ている障害児		
	イ 聴覚障害に関して2級の身体障害者手帳の交付を受けている障 害児		
	意思疎通に関し専門性を有する者を配置し、当該人材がコミュニケ		
	ーション支援を行いながらサービスを行うこと。 当該配置について		
	││ は、指定基準の規定により配置すべき従業者によることも可能であ		
	5.		
	(三)「視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、障害		
	の種別に応じて次のアからけまでのいすれかに該当する者であるこ と。		
	点字の指導、点訳、歩行支援等が行うことができる者		
		•	

79 個別サポー ト加算 児発 放デ	イ 聴覚障害又は言語機能障害 日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者 ウ 障害のある当事者 障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者 (1) 個別サポート加算(I) 児発 児童発達支援事業所等において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、1日につき所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(1)⑫の6> ○ 対象となる児童は以下のアからエのとおりとする。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対してサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合は、本加算は算定しない。 ア 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児	いる いない 該当なし	告示別表 第1の9注1
	(重症心身障害児) イ 身体に重度の障害がある児童(1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児) ウ 重度の知的障害がある児童(療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児) エ 精神に重度の障害がある児童(1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児)	いる	告示別表
	放課後等デイサービス事業所等において、行動上の課題を有する就学児又は著しく重度の障害を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児に対し、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。	いない 該当なし	第3の7注1 第3の7注1の3
	【こども家庭庁長官が定める基準に適合する心身の状態にある就学児】 《参照》(平24年厚生労働省告示270号・8の4、8の4の3) ・行動上の課題を有する就学児 就学時サポート調査表に掲げる項目について、その項目が見られる 頻度等を当てはめて算出した点数の合計が13点以上であると市が認めた児童 ・著しく重度の障害を有する就学児 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常動作について全介		
	助を必要であると市町村が認めた児童 〈留意事項通知 第二の2(3)①の5(一)(三)> ○ 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受ける 重症心身障害児については加算しない。		# = Di =
	(2) -2 基礎研修修了者がサービスを行った場合 放デ 上記(2) -1のうち行動上の課題を有する就学児の場合の単位数を算定している事業所において、当該就学児に対して、基礎研修修了者がサービスを行った場合に、1日につき30単位を所定単位数に加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(3)②の5(-)> 〇 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者の配置は、常勤換算に限らない単なる配置で可。 〇 90単位に加え1日につき30単位を所定単位数に加算するこ	いる いない 該当なし	告示別表 第3の7注1の2

	٤.		
79	(3)個別サポート加算(Ⅱ)児発 放デ	いる	告示別表
個別サポー	要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、	いない	第1の9注2
ト加算	児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童	該当なし	第3の7注2
(続き)	若しくはその保護者の主治医と連携し、サービスを行う必要があ		
	るものに対し、事業所等において、サービスを行った場合に、1		
	日につき所定単位数を加算していますか。		
	<留意事項通知 第二の2(1)①の7、第二の2(3)①の6>		
	○ 個別支援加算 (Ⅱ) については、以下のとおり取り扱うこととす		
	る。ただし、これらの支援の必要性について、通所給付決定保護者		
	に説明することが適当でない場合があることから、本加算の趣旨等 について理解したうえで、算定について慎重に検討すること。		
	ア連携先機関等と、障害児が要保護児童又は要支援児童である		
	との認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行う		
	こと。		
	イ 連携先機関等とのアの共有は、6月に1回以上行うことと		
	し、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、		
	連事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単 に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管している		
	だけの文書は対象とならない。		
	ウ アのように、連携先機関等と障害児への支援の状況等につい		
	て共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に		
	位置付け、通所給付決定保護者の同意を得ること。		
	エ 市から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等		
	について確認があったときは、当該状況等について回答するも のとする。		
	ため、関係機関連携加算(Ⅲ)は算定しない。その他の観点に		
	より、医療機関との連携を行った場合には、この限りではない。		
	(4)個別サポート加算(Ⅲ) 放デ	いる	告示別表
	<u>放課後等デイサービス事業所</u> において、あらかじめ通所給付決定保	いない	第3の7注3
	護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連	該当なし	
	携してサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算して		
	いますか。		
	<留意事項通知 第二の2(3)①の7>		
	ア 不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体		
	的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくとも		
	できない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席して いる児童(病気や経済的な理由によるものは除く。)」であって、学校		
	と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支		
	援を行うことが必要であると判断された児童とする。		
	イ 学校と日常的な連携を図り、障害児に対する支援の状況等につい		
	て共有しながら支援をしていくことについて、あらかじめ通所給付け、		
	決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて支援を行 うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行		
	うこと。 うこと。		
	 ウ 学校との情報共有を、月に1回以上行うこと。その実施日時、内容		
	に関する要点をまとめた記録を作成し、学校に共有すること。情報共		
	有は対面又はオンラインにより行うこと。		
	エ 家族への相談援助を月に1回以上行うこと。相談援助は、居宅への 計理 対表 オンティン・ブセックスはある 思わないが (周別なの)		
	訪問、対面、オンラインいずれの方法でも問わないが、個別での相談 援助を行うこと。また、相談援助を行う場合には、障害児や家族の意		
	向及び居宅での過ごし方の把握、事業所における支援の実施状況等		
	の共有を行い、実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成す		
	ること。		

79 個別サポー ト加算 (続き)	オ ウの学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと。その結果、本加算の算定を終結する場合にあっても、その後の支援においては、学校との連携に努めること。 カ 市(教育関係部局、障害児関係部局)から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。 キ ウの学校との連携及びエの家族等への相談援助については、関係機関連携加算(I)及び(II)、家族支援加算(I)は算定できない。		
80	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市	いる	告示別表
入浴支援加	長に届け出た事業所において、医療的ケア児又は重症心身障害児に	いない	<u>第1の9</u> の2
<u> </u>	対して、基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につ	<u>- 50</u> 該当なし	<u>第3の7の2</u>
」 工 児発	き8回を限度として、所定単位数を加算していますか。	<u> </u>	
	【こども家庭庁長官が定める施設基準】		
放デ	《参照》(平 24 厚生労働省告示第 269 号・4 の 2、10 の 2)		
	次のイからハのいずれにも該当すること。		
	イ 加算の対象となる障害児を安全に入浴させるために必要となる浴		
	室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備に		
	つき衛生的な管理を行っていること。 ロ 障害児の障害の特性、身体の状況等も十分に踏まえて安全に入浴		
	させるために必要な体制を確保していること。		
	ハ 入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項につ		
	いて、安全計画に位置付けていること。		
	【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》(平 24 年厚生労働省告示第 270 号・1 の 12、8 の 4 の 4)		
	○ 次に掲げる基準のイ・ロのいずれにも適合すること。		
	イ 事業所の従業者が、事前に加算の対象となる障害児(対象児)の		
	障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴に係る支援を		
	実施するに当たって必要な情報を把握し、個別支援計画に位置付		
	けた上で入浴に係る支援を行うこと。 ロ 対象児の安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、対象		
	児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で入浴に係る支援		
	を行うこと。		
	<留意事項通知 第二の2(1)⑫の8、第二の2(3)⑫の8>		
	○ 安全に入浴させるための必要な体制とは、安全計画を踏まえなが ら以下の取組を行うこと。		
	(一) 個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の		
	体制、手順などについてあらかじめ書面で整理するとともに、入浴		
	支援を行う従業者に周知すること (二) 入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に、安全性及び衛		
	生面の観点から点検を行うこと		
	(三) 入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や		
	入浴機器の使用方法、突発事故が発生した場合の対応等について研修と対象を表字体すること		
	修や訓練等を実施すること ○ 入浴中に職員の見守りがなくなる時間が生じないようにするこ		
	大格中に職員の兄守りがなくなる時間が主じないようにすること。 と。		
	○ 本人や家族の意に反する異性介助が行われないようにすること。		
	また、プライベートゾーンや羞恥心に配慮した支援を行うこと。		
	○ 浴槽を使用した部分浴は算定できるものとするが、清拭は算定し ない		
	○ 単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定できない。		

進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後 8 1 自立サポー <u>に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう別にこど</u> も家庭庁長官が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又 <u>ト加算</u> <u>は共生型放課後等デイサービスを行った場合において、1月につき</u> 2回を限度として、所定単位数を加算していますか。 放デ 【こども家庭庁長官が定める基準】 ≪参照≫ (平 24 年厚生労働省告示第 270 号・8 の 4 の 5) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ための計画(自立サポート計画)を作成すること。 ロ 自立サポート計画に基づき、加算対象児の適性及び障害の特性に

いる いない 該当なし 告示別表 第3の7の3

- イ 加算の対象となる障害児(加算対象児)に係る個別支援計画を踏 まえ、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援する
- 対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能 の習得支援を実施するなど対象児が希望する進路を選択するうえ で必要となる支援を行うこと。
- ハ 自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行 うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把 握し、必要に応じて当該自立サポート計画の見直しを行うこと。
- 自立サポート計画の作成または見直しに当たって、通所給付決定 保護者及び対象児に対し、当該自立サポート計画の作成又は見直し について説明するとともに、その同意を得ること。
- ホ 加算対象児が在学している高等学校等との日常的な連携体制を 確保し、自立サポート計画の作成及び見直し並びに支援の実施にお いて必要な連携を図ること。
- へ 加算対象児ごとの記録を作成すること。

<留意事項通知 第二の2(3)(2)の9>

- 対象となる進路を選択する時期にある障害児は、高校2年生及び 3年生を基本とする。
- 自立サポート計画に基づき、加算対象児が希望する進路を選択す る上で必要な支援を行うこと。具体的には、以下の支援を行うことが
 - (一) 自己理解の促進に向けた相談援助
 - (二) 進路の選択に資する情報提供や体験機会の提供
 - (三) 必要な知識・技能を習得するための支援
- 個別支援計画のモニタリングや見直しを行う場合には、あわせて 自立サポート計画の確認と見直しの検討を行うこと。
- 学校との連携における会議等に実施については、関係機関連携加 算(I)又は(II)の算定を可能とする。
- 加算の算定にあたって行った取組については、実施した日時及び 支援内容について記録を行うこと。

82 <u>通所自立支</u> 援加算

放デ

事業所の従業者が、就学時に対して、自立して事業所に通うことができるよう、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算していますか。

<u>いる</u> <u>いない</u> 該当なし

<u>告示別表</u> 第3の7の4

※ 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を 受ける重症心身障害児については算定しない。

【こども家庭庁長官が定める基準】

- ≪参照≫ (平24年厚生労働省告示第270号・8の4の6) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- イ 加算の対象となる障害児 (加算対象児) が公共交通機関等の利用 又は徒歩により事業所に通う際に、事業所の従業者が同行し、自 立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の支 援を行うこと。
- ロ 通所に係る支援の提供に当たって個別に配慮すべき事項その他 の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事 項について、個別支援計画に位置付けるとともに、加算対象児の 安全な通所のために必要な体制を確保した上で通所に係る支援 を行うこと。
- ハ 通所に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付けていること。
- 二 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。

<留意事項通知 第二の2(3)①の10>

- 対象となる障害児は、公共交通機関の利用経験が乏しいことや、単独で移動する経験が乏しいことなどにより、単独での通所に不安がある場合など、通所自立支援によって自立した通所につながっていくことが期待される障害児とする。
- 医療的ケアを要する障害児については、こどもの医療濃度や移動 経路の状況、移動に要する時間等も適切に考慮すること。
- 同行する従業者の交通費等については事業所の負担とし、利用者 に負担させることは認められないこと。
- 障害児1人に対して、従業者1人が個別的に支援を行うことを基本とするが、障害児の状態に応じて、安全かつ円滑な支援が確保される場合には、障害児2人に対して従業者1人により支援を行うことも可能とする。
- 医療的ケアを要する障害児に支援を行う場合には、看護職員等、必要な医療的ケアを行える職員が同行すること。
- 通所自立支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、その内容について職員に周知を図るとともに、支援に当たる従業者に対して研修等を行うこと。
- 通所自立支援を実施した日時、支援の実施状況、障害児の様子、次回の取組で留意するポイント等について、記録を作成すること。
- 同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならない こと。
- 進学や進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につ 挙げるために通所自立支援が必要と判断される場合には、再度算定 できるものとする。

8 3	医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看	いる	告示 別表 第1の10
医療連携	護職員が、障害児の看護を行った場合や、認定特定行為業務従事者	いない	第3の8
体制加算	に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、1日につき所定単位数を	該当なし	
児発	加算していますか。		
放デ	※ 看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。		
22.7	<留意事項通知 第二の2(1)③、第二の2(3)③>		
	〇 あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委 託契約を締結する。		
	○ 当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等 に関する指示を受け、その内容を書面に残すこと。		
	○ 当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。		
	○ 看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示を受けた具体 的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、主治医に対 し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。		
	○ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看 護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵 守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。		
	○ 医療連携体制加算(IV)及び(V)における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。		
	○ 医療連携体制加算(I)から(VI)までについては、医療的ケア基本報酬算定障害児又は主に重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受ける重症心身障害児につき、当該加算は算定できないものであること。		
	○ 医療連携体制加算(WI)については、医療的ケア基本報酬算定障害 児につき当該加算は算定できないが、主に重症心身障害児を通わせ る事業所において支援を受ける重症心身障害児については算定可能 となっている。		
	●算定している事業所は、以下の該当項目にチェックを入れて ください		
	※加算(I)~(V)については、1回の訪問につき8人の障害児を限度 とします。		
	□ 医療連携体制加算 (I)		
	医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、		
	看護師又は准看護師)を事業所等に訪問させ、当該看護職員		
	が障害児に対して <u>1時間未満</u> の看護(<u>健康観察等</u>)を行った		
	場合に、当該看護を受けた障害児に対し加算		
	医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問さ		
	せ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の		
	看護(健康観察等)を行った場合に、当該看護を受けた障害		
	児に対し加算		
	医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問さ		
	世、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護(健康		
	観察等)を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し加		
	算		

♥			
83 医療連携 体制加算 (続き)	□ 医療連携体制加算(IV) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ加算 ※(I)から(皿)までのいずれかを算定している障害児については算定しない。		
	□ 医療連携体制加算 (V) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が医療的ケア児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた医療的ケア児に対し、当該看護を受けた医療的ケア児の数に応じ加算 ※(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算定している障害児については算定しない。		
	□ 医療連携体制加算 (VI) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員 1 人に対し加算		
	□ 医療連携体制加算(VII) 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し加算 ※(I)から(V)までのいずれかを算定している障害児については算定しない。		
8 4 送迎加算	(1) -1 障害児に対して行う場合 重症心身障害児の基本報酬を算定している場合を除く。 障害児に対して、居宅等と事業所等(放課後等デイサービスは 「居宅等又は就学児が通学している学校等と事業所等」)との間の 送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(1)⑭(五),2(3)⑭(五)> 〇 送迎については、事業所と居宅(又は学校等)までの送迎のほか、利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があること。	いる いない 該当なし	告示別表 第1の11注1 第3の9注1

84 送迎加算 (続き)	(1) -2 重症心身障害児又は医療的ケア児を送迎する場合上記(1)を算定している事業所が、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市長に届け出た事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき、40単位を所定単位数に加算していますか。※次の(1) -3を算定している場合には、算定しない。 【こども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》(平24年厚生労働省告示第269号・4の3)次のイ又は口のいずれかに該当すること。 イ 重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1以上配置していること。 ロ スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員を1以上配置していること。(医療的ケアのうち、喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。) <留意事項通知 第二の2(1)④(二),2(3)④(二)> ○ 医療的ケア児について、医療的ケアスコアの判定がされていない場合があるが、この場合においても特定行為が必要な障害児については対象として差し支えない。	いる いない 該当なし	告示別表 第1の11注1の2 第3の9注1の2
	(1) -3 中重度医療的ケア児を送迎する場合 上記(1)を算定している事業所が、別にこども家庭庁長官が 定める施設基準に該当すると市長に届け出た事業所であって、送 迎した障害児が中重度医療的ケア児(医療的ケアスコア16点以 上である障害児)の場合には、片道につき、80単位を所定単位 数に加算していますか。 【こども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》平成24厚生労働省告示第269号・4の4 第四号の三の口に該当すること。	いる いない 該当なし	告示別表 第1の11注1の 3 第3の9注1の3
	(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児を送迎する場合 重症心身障害児の基本報酬を算定している場合に限る 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして 市長に届け出た事業所において、重症心身障害児又は医療的ケア 児である障害児に対して、送迎を行った場合に、片道につき所定 単位数を加算していますか。 ※次の(3)を算定しているときは、算定しない。 【こども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第269号・4の5) 第四号の三のイ又はロのいずれかに該当すること。	いる いない 該当なし	告示別表 第1の11注2 第3の9注2

		Г	T
8 4	(3) 中重度医療的ケア児に対して送迎する場合	いる	告示別表
送迎加算	重症心身障害児の基本報酬を算定している場合に限る	いない	第1の11注3 第3の9注3
(続き)	別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして 市長に届け出た事業所において、中重度医療的ケア児である障害 児に対して、送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算 していますか。	該当なし	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫ (平 24 年厚生労働省告示第 269 号・4 の 6) 第四号の三の口に該当すること。		
	(4) 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎の場合 上記(1)から(3)に規定する送迎加算の算定については、事 業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内との間で 障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に 相当する単位数を算定していますか。	いる いない 該当なし	告示別表 第1の11注4 第3の9注4
	<留意事項通知 第二の2(1)④(六),2(3)④(六)> 〇 重症心身障害児の基本報酬を算定している事業所以外において、 重症心身障害児又は医療的ケア児を送迎する場合の加算がなされる 場合には当該加算をした後の単位数とし、当該加算を含めた単位数 の合計数の100分の70となることに留意すること。		
8 5	(1) 障害児に対し延長支援を行う場合	いる	告示別表
延長支援	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市長	いない	第1の12注1
加算	に届け出た事業所において、障害児に対して、個別支援計画に位	該当なし	第3の10注1
児発	置付けられた内容のサービスの提供前又は提供後に延長支援(別		
<u> </u>	に個別支援計画に位置付けられた1時間以上の支援)を行う場合		
放デ	に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ、1日につき所定 単位数を加算していますか。		
		1	
	【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫ (平成24年厚生労働省告示第269号・4の7、10の7)		
	〜 ◇参照/グ(平成 24 年厚生方側自己示弟 209 号・400 7、1000 7) 次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	イ 児童発達支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する <u>標準的な時間が5時間</u> である障害児を受け入れることとしていること。		
	ロ 運営規程に定められている <u>営業時間が6時間以上</u> であること。		
	イ 放課後デイサービス計画に位置付けられた内容のサービスを行う のに要する標準的な時間が、授業の終了後にサービスを行う場合は		
	3時間、休業日にサービスを行う場合は5時間である障害児を受け		
	入れることとしていること。		
	ロ <u>休業日にサービスを行う場合、</u> 運営規程に定められている <u>当該日</u> の営業時間が6時間以上であること。		
	ハ 延長支援を行う時間帯に職員を2(当該時間帯に延長支援を行う 障害児の数が10を超える場合にあっては、2に、当該障害児の数 が10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上配置して いること。このうち、1以上は指定基準の規定により置くべき職員		
	(児童発達支援管理責任者を含む。)を配置していること。 		

		1	<u> </u>
85 延長支援 加算 (続き)	 〈留意事項通知 第二の2(1)(⑤→)、第二の(3)(⑥→)〉 ○ 加算の算定に当たっては、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に位置付けて行うものである。 ○ 延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。 ○ 加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とする。 ○ 実際の延長支援時間が個別支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、個別支援計画に定めた延長支援時間によるところとする。 ○ 医療的ケアを要する障害児に延長支援加算を行う場合には、従業員のうち看護師を1名以上配置すること。 ○ 障害児に提供した延長支援時間を記録すること。 		
	(2) 1時間未満の延長支援を行う場合 上記(1)を算定する事業所において、延長支援について、障害児 又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満と なった場合には、それぞれの区分に応じた単位(61単位若しくは 128単位)を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算していま すか。	いる いない 該当なし	告示別表 第1の12注2 第3の10注2
	(3) 主として重症心身障害児を通わせる事業において重症心身障害児に対し延長支援を行う場合 主として重症心身障害児を通わせる事業所(センター型を除く)において、別に子ども家庭庁長官が定めるものとして市長に届け出た事業所等において、重症心身障害児に対して、個別支援計画に基づきサービスを行った場合に、当該サービスを受けた重症心身障害児に対し、当該サービスを行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算していますか 【こども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第269号・5) 次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 運営規程に定められている営業時間が8間以上であること。 の 8時間以上の営業時間の前後の時間において、サービスを行うこと。 ハ 延長支援を行う時間帯に職員を2(当該時間帯に延長支援を行う障害児の数が10を超える場合にあっては、2に、当該障害児の数が10を超える場合にあっては、2に、当該障害児の数が10を超える場合にあっては、2に、当該障害児の数が10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数)以上配置(児童発達支援管理責任者を含む。)していること。 < 営業時間には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。	いる いない 該当なし	告示別表第1の12注3第3の10注3

			_
86 関連携 児 放 保訪	(1)関係機関連携加算	いない該当なし	告示別表 第1の12の2 第3の10の2
	(2) 関係機関連携加算 保訪 保前 保育所等訪問支援事業所において、訪問先の施設に加えて、児童相談所等関係機関との連携を図るため、あらかじめ 通所給付決定保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で障害児の心身の状況、生活環境その他の障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の訪問先の施設及び児童相談所等関係機関との連絡調整並びに必要な情報共有を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(5)④の5〉 ○ 児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有	いる いない 該当なし	告示別表 第5の1の8

及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行う ことができるものとする。 ○ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及び その内容の要旨を記録すること。 ○児童発達支援又は放課後等デイサービスとの多機能型事業所の場 合、合わせて月1回の算定を限度とする。また、加算対象児童が個 別サポート加算(Ⅱ)を算定している場合には、本加算を算定しな 告示別表 8 7 事業所等において、障害児支援利用計画案を市に提出した保護者 いる 第1の12の3 事業所間連 (セルフプラン作成保護者) に係る障害児が、複数の事業所に いない 第3の10の3 該当なし 携加算 てサービスを受けている場合にあって、別にこども家庭庁長官が定 める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲 児発 げる区分に従い、1月につき1回を限度として所定単位数を加算し ていますか。 放デ 【こども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫ (平24年厚生労働省告示第270号・10の13、8の4の7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) コア連携事業所(市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼 を受けている事業所)であること。 (2) コア連携事業所として、加算対象児にサービスを行っているコア 連携事業所以外の事業所(その他事業所)との間で、加算対象児の サービスの実施状況、心身の状況、生活環境その他の対象児に係る 情報及び加算対象児に係る複数の個別支援計画の共有並びに支援 の連携を目的とした会議を開催し、当該会議の内容並びに当該会議 において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点につ いて、その他事業所、市町村及びセルフプラン作成保護者に対して 共有すること。 (3) コア連携事業所として、市町村に対して、加算対象児に係る個別 支援計画及びその他事業所が作成した個別支援計画を併せて共有 すること。 (4) コア連携事業所として、セルフプラン作成保護者に対して、(2) に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対 象児の状況及び支援に関する要点を踏まえた相談援助を行うこと。 (5) (2)に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加 算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有 を行うとともに、必要に応じて加算対象児の個別支援計画を見直す こと。 <留意事項通知 第二の2(1)⑤の3四・伍、第二の2(3)⑥の2> ○ 本加算は、セルフプランの場合に適切な支援のコーディネートを 図るためのものであることから、障害児相談支援におけるモニタリ ングと同様の頻度(概ね6月に1回以上)で取組が行われることが ○ 加算対象児が利用する事業所の全てが同一法人により運営される 場合には、本加算は算定されない。 ● 次のうち該当するものについて☑を入れてください。 事業所間連携加算(I) コア連携事業所である場合 事業所間連携加算(Ⅱ) コア連携事業所以外の事業所である場合

87 事業所間連 携加続き) 88 余 ・教育 ・教授	 〈留意事項通知 第二の2(1)⑤の3一、第二の2(3)⑥の2〉事業所間連携加算(I) ○ 加算対象児に係る支援の実施状況や個別支援計画の共有等の支援の連携を目的とした会議を開催し、情報共有及び連携を図ること。 ○ 会議の内容及び整理された加算対象児の状況や支援に関する要点について、記録を行うこと。 ○ 市に対しては、加算対象児に係る各事業所の個別支援計画を共有すること。 事業所間連携加算(II) ○ コア連携事業所が開催する会議に参加し、必要な情報共有及び連携を行うとともに、個別支援計画をコア連携事業所に共有すること。 ○ やむを得ず出席できない場合であって、会議の前後に個別にコア連携事業所と情報共有等を行い連携を図るとともに、個別支援計画の共有を行った場合には本加算の算定を可能とする。 (1)退所前に保育・教育等移行支援を行った場合事業所の従業者が、障害児が移行先施設(当該事業所の退所後に通うこととなる保育所その他の施設)との間で、退所に先立って、退 	いる いない 該当なし	告示別表 第1の12の4注1 第3の10の4注1
加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所後の生活に向けた会議を開催し、保育・教育等移行支援(移行先施設に訪問して退所後の生活に関する助言援助等)を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(1)⑤の4一、第二の2(3)①〉 ○ 会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連絡調整などを行うこと ○ 助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと。 ○ 保育・教育等移行支援については、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること。 (2)退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合	いる	告示別表
	移行先施設に通うこととなった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(1)⑤の4二、第二の2(3)①> ○ 相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと。 (3) 退所後に移行先施設に訪問して助言援助を行った場合	いない 該当なし いる	第1の12の4注2第3の10の4注2
	移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算していますか。 〈留意事項通知 第二の2(1)⑤の4三、第二の2(3)①〉 〇 助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと。 〈留意事項通知 第二の2(1)⑤の4四・(五・(六)、第二の2(3)①〉 〇 保育・教育等移行支援、相談援助及び助言援助を行った場合は、	いない 該当なし	第1の12の4注3第3の10の4注3

,	, <u>, </u>	T	,
88 保育・教育 等移行支援 加算 (続き)	うこと。 ○ 退所前の保育・教育等移行支援については退所日に、また、退所後の援助については実施日(訪問日)に算定すること。 ○ 次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。 ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合 イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ウ 学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)へ入学する場合 エ 死亡退所の場合		
89 福職改I・ 第加 I IV 共通	別にこども家庭庁長官が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、障害児に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。 「児発 「福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から88までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 「福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から88までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数 「八福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から88までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数 「二福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から88までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数 「四福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から88までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 「四福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から88までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数 「四福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から88までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 「四福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から88までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 「福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から88までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数 「福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から88までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数 「福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から88までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数 「福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から88までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数 「福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から88までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数	(I) (II) (IV) (IV) いない 該当なし	告示別表 第1の13 第3の11 第4の4 第5の3
	<u>してください。</u>		

89 福祉・介護 職員<mark>等</mark>処遇 改善加算 I ・

□ • Ⅲ • Ⅳ

(続き)

【こども家庭庁長官が定める基準】

≪参照≫ (平 24 厚労告 270·第 2 号)

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (I)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 福祉・介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準の いずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護 職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策 定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- ア 当該事業所が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(IV)を算定した場合に算定することが見込まれる額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。(※令和7年3月31日までは適用しない。)
- イ 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員(公認心理師を含む。)、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後(※令和7年3月31日までは、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後)の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。
- ② 当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所等の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。
- ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。
- ④ 当該事業所において、事業年度ごとに当該事業所等の職員の処遇改善 に関する実績を市長に報告すること。
- ⑤ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法その他の労働に 関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- ⑥ 当該事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
- ⑦ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ア 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・ 介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
- イ アの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
- ウ 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- エ ウについて、全ての職員に周知していること。
- オ 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一 定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
- カ オの要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
- 8 ②の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
- ⑨ ⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切 な方法により公表していること。

8 9	① 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(I)から(皿)		
福祉・介護	までのいずれかを届け出ていること。		
職員 <mark>等</mark> 処遇	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		
改善加算I・	(1)の①から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
п - ш - гу	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)		
(続き)	(1)の①のア及び②から⑧までに掲げる基準に適合すること。		
(1962)	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (IV)		
	(1)の①のア、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいず		
	れにも適合すること。		
9 0	令和7年3月31日までの間、平成24年厚生労働省告示第270号		告示別表
福祉・介護	「こども家庭庁長官が定める児童等」第11号に適合している福祉・		第1の13 第3の11
職員等処遇	<u>介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出</u>	該当なし	第4の4
改善加算Ⅴ	<u>た事業所が、障害児等に対し、サービスを行った場合に、当該基準</u>		第5の3
	に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算してい		
共通	<u>ますか。</u>		
	「2279 ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1 から 88 までにより		
	算定した単位数の1000分の111に相当する単位数		
	② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から88までにより		
	算定した単位数の1000分の109に相当する単位数		
	③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から88までにより		
	算定した単位数の 1000 分の 108 に相当する単位数		
	④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から88までにより		
	算定した単位数の1000分の106に相当する単位数		
	⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1 から 88 までにより		
	算定した単位数の1000分の89に相当する単位数		
	⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から88までにより		
	算定した単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数		
	算定した単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数		
	⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から88までにより		
	算定した単位数の 1000 分の 98 に相当する単位数		
	⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から88までにより		
	算定した単位数の 1000 分の 80 に相当する単位数		
	⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から88までにより		
	算定した単位数の 1000 分の 63 に相当する単位数		
	① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(II) 1から88までにより		
	算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数		
	① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1 から 88 までにより		
	算定した単位数の1000分の60に相当する単位数		
	③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から88までにより		
	<u>算定した単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数</u>		
	④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から88までにより		
	<u>算定した単位数の 1000 分の 50 に相当する単位数</u>		
	 <mark>放デ</mark>		
	<u> </u>		
	∪ 1世世 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

福祉・介護 職員等処遇 改善加算 V (続き)

算定した単位数の1000分の114に相当する単位数

- ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の111に相当する単位数
- ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1 から 88 までにより 算定した単位数の 1000 分の 111 に相当する単位数
- ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の91に相当する単位数
- ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- ⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- <u>⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1 から 88 までにより</u> 算定した単位数の 1000 分の 101 に相当する単位数
- ⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- ⑩ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

居訪・保訪

- ① 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の109に相当する単位数
- ② 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の107に相当する単位数
- ③ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- ④ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- ⑤ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- ⑥ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
- ⑦ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- ⑧ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- ⑨ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から88までにより 算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

【こども家庭庁長官が定める基準】

≪参照≫ (平 24 厚労告 270・第 2 号)

福祉・介護 職員等処遇 改善加算 V (続き)

- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示による改正前の障害児通所給付費等単位数表(以下「旧障害児通所給付費等単位数表」という。)の放課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- ② (1)の①のイ及び②から⑩までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- ② (1)の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑪までに掲 げる基準のいずれにも適合すること。
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V) (3) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費単位数表の放課 後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- ② (1)の①のイ及び②から⑨までに掲げる基準のいずれにも適合すること。(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V) (4)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- ② (1)の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V) (5)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放 課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)及び 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介 護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- ② (1)の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧から⑪までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(6)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放 課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)及び 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介 護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- ② (1)の①のイ、②から⑥まで、⑦のアからエまで、⑧及び⑨に掲げる基

福祉・介護 職員等処遇 改善加算V (続き)

準のいずれにも適合すること。

- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II) 及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- ② (1)の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれに も適合すること。
- ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ア次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・ 介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
- <u>b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知</u> していること。
- イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (12) 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(8)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(I)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- ② (1)の① (ア及びイに係る部分を除く。) 及び②から⑧までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (13) 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(9)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II) 及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- ② (1)の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・ 介護職員の賃金に関
- するものを含む。)を定めていること。
- b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (14) 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(10)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)及び

福祉・介護 職員等処遇 改善加算V (続き)

福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

- ② (1)の①のイ、②から⑥まで及び⑧から⑩までに掲げる基準のいずれに も適合すること。
- ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ア 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・ 介護職員の賃金に関するものを含む。) を定めていること。
- <u>b</u> aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (15) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(11)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(I)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- ② (1)の① (ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで、⑦のアからエまで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (16) 福祉·介護職員等処遇改善加算(V)(12)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- ② (1)の①のイ、②から⑥まで、⑧及び⑨に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ア次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・ 介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- <u>b</u> aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (17) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V)(13)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放 課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。
- ② (1)の① (ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで及び⑧に掲げる <u>基準のいずれにも適合すること。</u>
- ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ア次に掲げる要件の全てに適合すること。

90 福祉・介護 職員等処遇 改善加算V

(続き)

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・ 介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

- b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- イ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。(18) 福祉・介護職員等処遇改善加算 (V) (14)
- 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ① 令和6年5月31日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の放課後等デイサービス給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I) 又は(II) 及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- ② (1)の① (ア及びイに係る部分を除く。)、②から⑥まで及び⑧に掲げる <u>基準のいずれにも適合すること。</u>
- ③ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- ア次に掲げる要件の全てに適合すること。
- <u>a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・</u>介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- <u>b</u> aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- イ次に掲げる要件の全てに適合すること。
- a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画 に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。